

事業と財務状況のご案内 2021

ROKIN DISCLOSURE

長野ろうきんディスクロージャー誌



長野県労働金庫



はたらく人の いと生きる

創立70周年を迎えるなか、
これまでの感謝をお伝えするとともに、
その先の未来に向けた取組みを進めてまいります

ごあいさつ

会員・組合員・ご利用者の皆様におかれましては、平素より私ども長野県労働金庫をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

今年度も当金庫に関しまして、より一層のご理解をいただきたく、ここに「長野県労働金庫ディスクロージャー誌2021」を作成いたしました。広く皆様にご高覧いただき、当金庫の業績及び活動内容につきまして、ご理解を賜れば幸甚に存じます。

社会・経済環境に目を向けますと、昨年から続く、新型コロナウイルス感染症の影響(以降、「コロナ禍」と記載いたします。)は様々な分野に影響を与え、私たちの生活に大きな変化が生じています。その影響は広く経済にも及び、自動車関連や巣ごもり需要による半導体、電子部品などが堅調に推移している一方で、鉄道や宿泊・飲食を含む対面サービス、観光事業などにおいては、非常に難しい経営環境にあるものと認識しております。当金庫においても、コロナ禍により、収入減少

や離職等を余儀なくされた皆様に対する支援を最優先事項とし、丁寧な融資相談対応や「生活応援プロジェクト」の実施など、地域の皆様に対する様々な取り組みを行ってきました。一日も早いコロナ禍の終息を願いますとともに、引き続き、お客様に寄り添った対応を継続してまいります。

さて、本年は当金庫創立70年を迎える大きな節目の年となります。これまでの当金庫の取組みにご理解をいただき、力強いご支援とご協力をいただいております。この先も長く必要とされ続けるために、長野ろうきんの存在意義・価値を改めて認識し、事業運営に取り組んでまいります。

2021年度は中期経営計画(2020年度-2024年度)の第Ⅰ期(2020年度-2021年度)の締めくくりの年であり、第Ⅱ期(2022年度-2024年度)へのステップとなる重要な1年となります。コロナ禍において、対面の機会が限られている状況下にはございますが、福祉金融機関としての使命を果たすべく、お客様本位の対応を第一とし、勤労者の皆様の生活向上につながるご提案を行うことで、安心、信頼感を持って、お取引いただけますよう、役職員一同、力を尽くしてまいります。

今後とも、会員・組合員・ご利用者の皆様におかれましては、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

理事長
小池 政和



ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、
人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や

事業の原則は

法律で定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている右記の3原則に基づき、中期経営計画および年度事業計画を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法第5条『事業運営三原則』

- 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは はたらく仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っただけでつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たちの暮らしを支え、快適で暮らしやすい社会づくりをめざします。

ろうきんは 営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合などの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。
このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全国で1,000万人以上。労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの仲間を支えられています。

ろうきんは はたらく人目線で考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用方法がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

CONTENTS

ごあいさつ	3
ろうきんの理念	4
● 業績ハイライト ●	
業績ハイライト	6
● 経営計画 ●	
中期経営計画（2020年度-2024年度） 及び2021年度事業計画	8
● 事業概要等 ●	
コンプライアンス（法令等遵守）体制	10
お客様保護体制	14
リスク管理体制	16
内部統制機能の整備に関する基本方針	18
SDGsと長野ろうきんの取組み	20
生活応援運動の取組み	22
地域・社会活動の取組み	24

● 業務のご案内 ●	
サービスのご案内	30
預金商品・資産運用商品のご案内	31
融資商品等のご案内	33
手数料一覧	35
● 長野県労働金庫の概要 ●	
ATMのご案内	37
店舗のご案内	38
ローンセンターのご案内	39
組織・役員の体制	40
沿革・歩み	41
全国労働金庫の概況	42
長野県労働金庫の財務データ	43
索引	65

長野県労働金庫の概況

（2021年3月末）

名 称	長野県労働金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）268号
本 店 住 所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電 話 番 号	(026) 237-3700
ホームページ	https://www.nagano-rokin.co.jp/
創 立	1951年（昭和26年）12月
代 表 者	理事長 小池 政和
常勤役員数	382人（男235人、女147人）
店 舗 数	20店舗（インターネット長野支店含む） 3出張所・9ローンセンター
団 体 会 員 数	1,665会員
間 接 構 成 員 数	280,018人
出 資 金	2,441百万円
預 金 残 高	724,742百万円
貸 出 金 残 高	390,245百万円

※預金残高には譲渡性預金を含みます。

ろうきんのシンボルマーク



シンボルマークは、＜ROKIN＞の頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、ろうきんの親しみやすさを表現しています。また、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは、「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークはろうきんの基本理念が表現されています。

業績ハイライト

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業運営において多くの制約を受ける中、引き続き、信頼感ある事業運営を实践するため、適切な経営管理と、高い倫理観に基づくコンプライアンス重視の経営姿勢により、経営の健全性の維持に努めてまいりました。

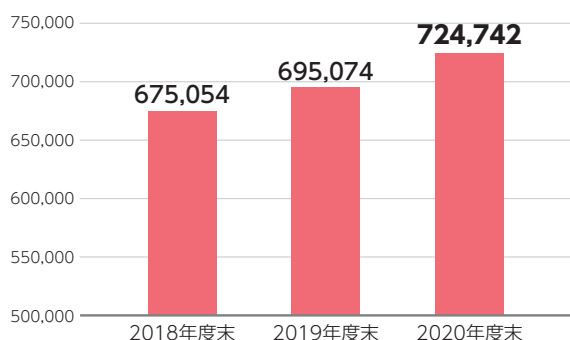
会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、2020年度末1,665会員となっています。団体会員を構成する間接構成員は、280,018人となりました。出資金の年度末残高は、24億41百万円となりました。

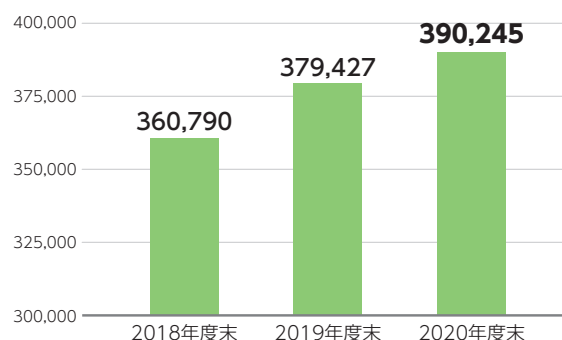
預金・貸出金の残高推移

預金については、年度中増加額296億68百万円、増加率4.26%、年度末残高は7,247億42百万円、貸出金については、年度中増加額108億17百万円、増加率2.85%、年度末残高は3,902億45百万円となりました。

【預金の残高推移】 ※預金は譲渡性預金を含みます。
(単位:百万円)



【貸出金の残高推移】
(単位:百万円)

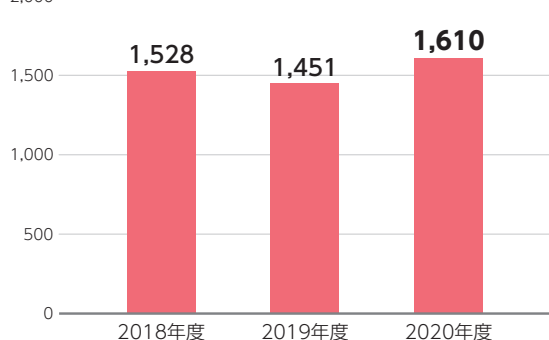


利益の推移

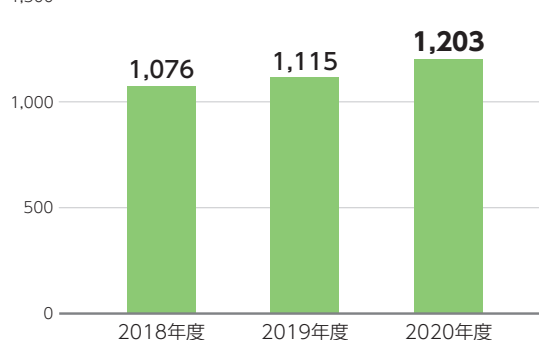
経常収益は、資金運用収益における貸出金利息、有価証券利息配当金等の減少を要因として、前年度比1億69百万円減少しました。また、経常費用は、資金調達費用、国債等債券売却損等の減少を要因として、前年度比3億29百万円減少しました。経常費用の減少分が経常収益の減少分を上回ったため、経常利益は前年度比1億59百万円増加しました。

当期純利益は、経常利益増加の影響により、前年度比88百万円増の12億3百万円となりました。

【経常利益の推移】
(単位:百万円)



【当期純利益の推移】
(単位:百万円)



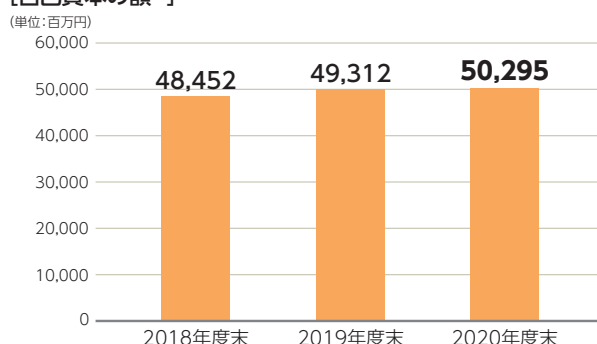
自己資本の額と自己資本比率

2020年度末の自己資本額は502億95百万円となり、自己資本比率は10.98%となりました。

自己資本の額を増加させる一方で、預金の増加等により総資産量・リスクアセットが増加し、自己資本比率は前年度比にてわずかながら低下しました。

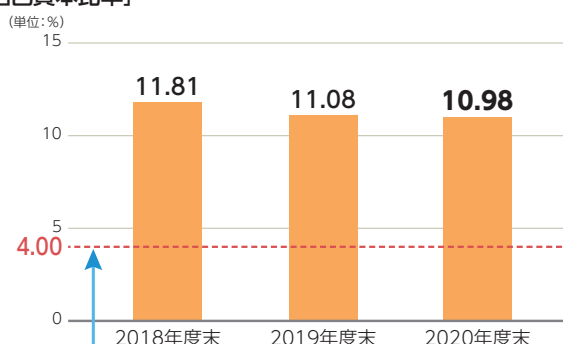
詳細につきましては、48ページをご覧ください。

〔自己資本の額※〕



※当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算出しています。
また、当金庫は国内基準を採用しています。

〔自己資本比率〕



国内基準は **4.00%以上** です。
それを下回る場合は、「早期是正措置」の対象になります

用語解説 自己資本比率って何を表していますか？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。

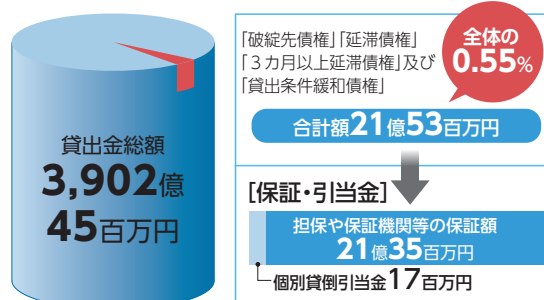
算出方法は48ページをご参照ください。

リスク管理債権について

2020年度末における不良債権額等の状況は、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計で21億53百万円となり、総貸出金に占める割合は0.55%という低水準を維持しています。

また、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計額21億53百万円のうち、21億35百万円は担保や保証機関等の保証で債権保全がはかられ、17百万円は個別貸倒引当金により引当てを行い、保全措置をはかっています。

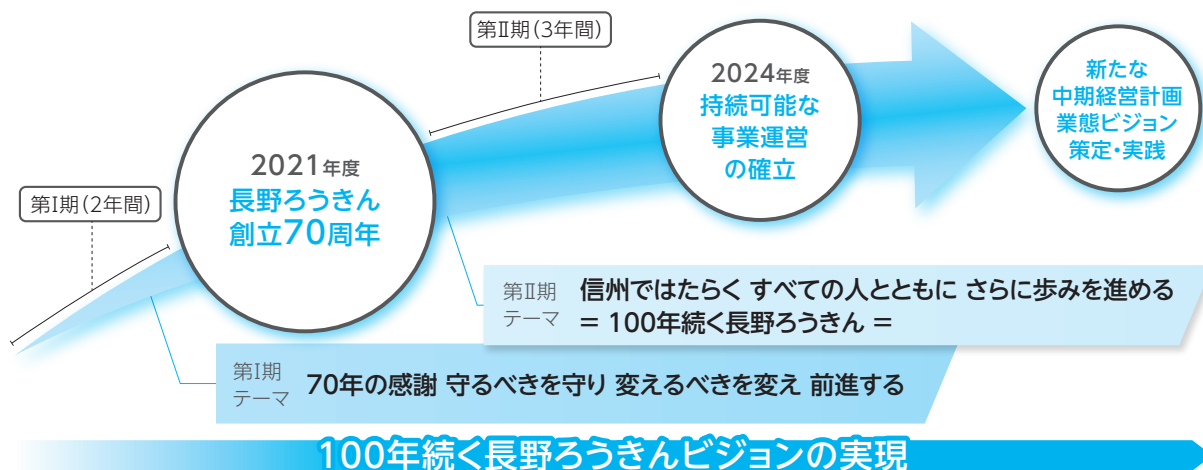
〔リスク管理債権について〕



中期経営計画(2020年度－2024年度)及び2021年度事業計画

中期経営計画基本方針（5つの柱）

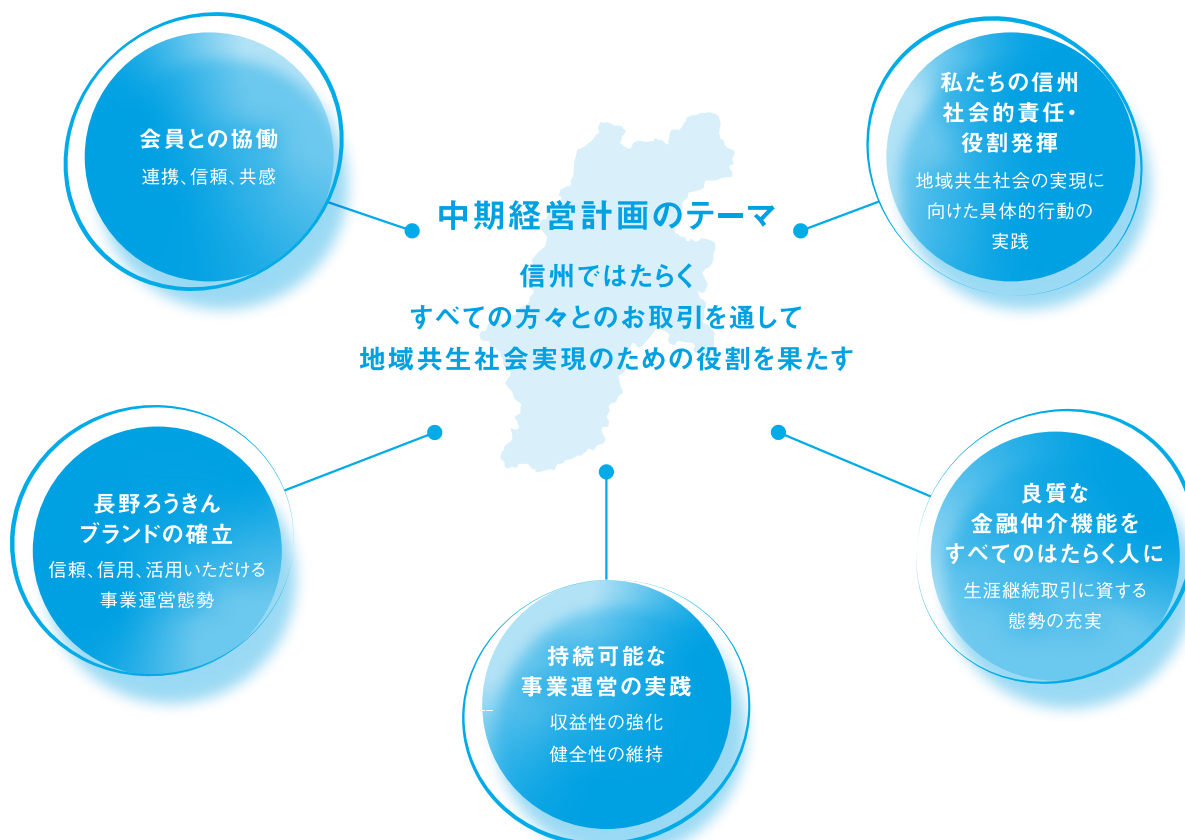
■中期経営計画（2020年度－2024年度）のすがた



長野ろうきんは はたらく人と その家族の幸せのために「わたしたちの金庫」をともに作り、最高の感動を届けます

■中期経営計画（2020年度－2024年度）基本方針

中期経営計画（2020年度－2024年度）における基本的な枠組み



2021年度事業計画における重点課題

中期経営計画第Ⅰ期の創立70周年の感謝と連携の取組みと第Ⅱ期に連携する取組みを、基本方針5つの柱を前提とし設定した以下の重点課題をもとに実践します。

重点課題	<70周年 感謝と連携の取組み・取引基盤の拡大>
	<ul style="list-style-type: none"> ●創立70周年を迎えて、あたらしい未来に向けて、会員・構成員の皆さまと行う感謝と連携の取組みを、社会環境を踏まえつつ実践する。 ●信州ではたらくすべての方に対して、様々な方法をもって「つなぐ」取組みを実践し、わたしたちの仲間、共感の輪を広げる。
重点課題	<地域・社会活動の継続（SDGs・意思あるお金の循環）>
	<ul style="list-style-type: none"> ●ろうきんSDGs行動指針と連携しつつ、各種CSR活動をはじめとする当金庫の地域・社会活動とSDGsの関連性を地域の仲間に対して発信する。 ●コロナ禍の影響を受けた会員、地域のはたらく人に対する、融資取引における丁寧な相談対応において、寄り添い、つながる取組みを実践しながら、勤労者のセーフティネットとしてその役割を確実に果たす。
重点課題	<良質な金融仲介機能の提供・生涯生活サポート体制の充実>
	<ul style="list-style-type: none"> ●「生涯生活サポート実践計画」に基づく取組みにより、生涯にわたってお取引いただける福祉金融機関として、ライフプランアプリ等を利用した個別提案など、個々のはたらく人にとって真に必要な接遇を実践する。 ●新しい生活様式下における、会員・お客様の要請に応える体制構築に向け、ニーズの増加が見込まれるデジタルチャネルによる非対面での広報等の強化を継続する。
重点課題	<長野ろうきんブランドの確立に向けた体制整備>
	<ul style="list-style-type: none"> ●BPR推進基本方針に基づき、融資業務をはじめとする各種業務の集中化など、営業店の「営業拠点化」に向けた取組みを具体化する。 ●安心感・信頼感をもってお取引いただける長野ろうきんを目指して、職員の「福祉金融プロフェッショナル」としての高度な金融知識及び総合的なコンサルティング能力の習得に資する取組みを継続する。
重点課題	<収益力・リスク管理態勢の強化>
	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンスを最重要視する姿勢を堅持し、コンプライアンス・リスク管理機能の充実をはかる。 ●中長期的な事業運営の継続に資する収益確保と適切なリスクコントロールを実現するRAFの構築にかかる取組みを進める。

2021年度営業店主要勘定計画及び営業店計数計画

2021年度営業店主要勘定計画

1. 預金・貸出金増加額 (単位：百万円、%)

	預金	貸出金
2021年度 期末残高	744,742	400,045
増加額	20,000	9,800
増加率	2.75	2.51

2. 個人貸出金増加計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン
増加額	9,000	1,500

3. 個人貸出金新規実行（貸増）計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン	カードローン
実行額	36,000	11,500	3,500

2021年度営業店計数計画

1. 基盤拡大項目 (単位：件)

	資産形成項目	
	月掛預金（財形・エース） 新規・増額件数	預かり資産（投資信託・iDeCo） 新規件数
計画	10,536	1,554
	給与振込	公的年金指定
計画	3,451	863

2. 成長目標項目

	生活応援運動行動ポイント*
計画	2,146ポイント

* ①個別面談件数②会員に対する生活応援運動実施件数③新規会員加入の提案の3項目の取組み状況に応じてポイントとなります。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスを徹底し、
厳正かつ透明性の高い事業運営と
自己責任による健全経営に努めています。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコン

プライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性が求められています。

コンプライアンスへの取組み

1. 代表理事及び業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事及び業務執行理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により理事の業務執行をチェックしています。

監事監査の体制のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち、法令等遵守に関する事項としては、総会及び理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

2. 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

1 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

2 厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、各営業店・本部においては、相互牽制機能を働かせ、自店検査を実施して内部的チェックを行っています。監査部は、理事会の監督下におかれ、業務執行ラインから独立した立場にて、自店検査が十分機能しているか等、内部統制の有効性・適切性を検証し、監査結果は定期的に理事会に報告しております。

検査・監査項目は各々多岐にわたりますが、そのうち、現在における法令等遵守に関する事項としては、会員加入申請の審査結果、融資申請の審査結果、及び、犯罪収益移転防止法にかかる対応としての「本人確認事務」〔口座開設事由の確認〕等において、違法性がないかの検証を代表的なものとしています。

なお、内部監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

■ 監事監査の実施状況

実施期間: 2020年8月～2021年5月
実施対象: 9営業部店、4ローンセンター、1出張所、本部
延べ監査日数: 17日

3. 反社会的勢力に対する取組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、弁護士、(公財)長野県暴力追放県民センター等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取組んでいます。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取組んでいます。

● リスクの特定・評価・低減

各部門の担当部長は、マネロン等リスク主管部長の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

● リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取組んでいます。

「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)」

● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下、「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築する事により、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

● 態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。そのため常務会は、マネー・ローンダリングを主管する部署の長(以下、「主管部長」という。)にこの職務に必要な権限を付与する。

● 経営陣の認識

常務会は、主管部長が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

■ 内部監査の実施状況

実施期間: 2020年4月～2021年2月
実施対象: 19営業部店、3出張所、9ローンセンター、本部
延べ監査日数: 72日

長野県労働金庫倫理綱領 基本原則

労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

きめ細かい金融等サービスの提供

2. 私たちは、お客様の視点に立ち、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して背くことのない、誠実な業務運営を行います。

公正かつ透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、公正かつ透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

反社会的勢力の排除

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

経営情報の積極的開示とコミュニケーションの充実

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

倫理重視の姿勢

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

難解な倫理問題の積極的な解決

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

個人情報等の取扱い

9. 私たちは、お客様の財産や経済的信用に関する情報はじめ、様々な情報をお預かりします。これら情報の管理には細心の注意を払うとともに、特に、個人情報については、関係法令、庫内ルール等の定めにより、慎重かつ適切に取り扱います。

働きやすい職場環境の実現

10. 私たちは、働きやすい職場環境を実現するとともに、意欲と情熱をもって勤労者福祉運動を実践できる組織風土の構築に努めます。

地域・社会活動

11. 私たちは、労働金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮を通じて地域・社会活動に積極的に取り組みます。

環境問題への取組み

12. 私たちは、企業の社会的責任を果たす観点から、資源の節約や環境保全などの環境問題に取組みます。

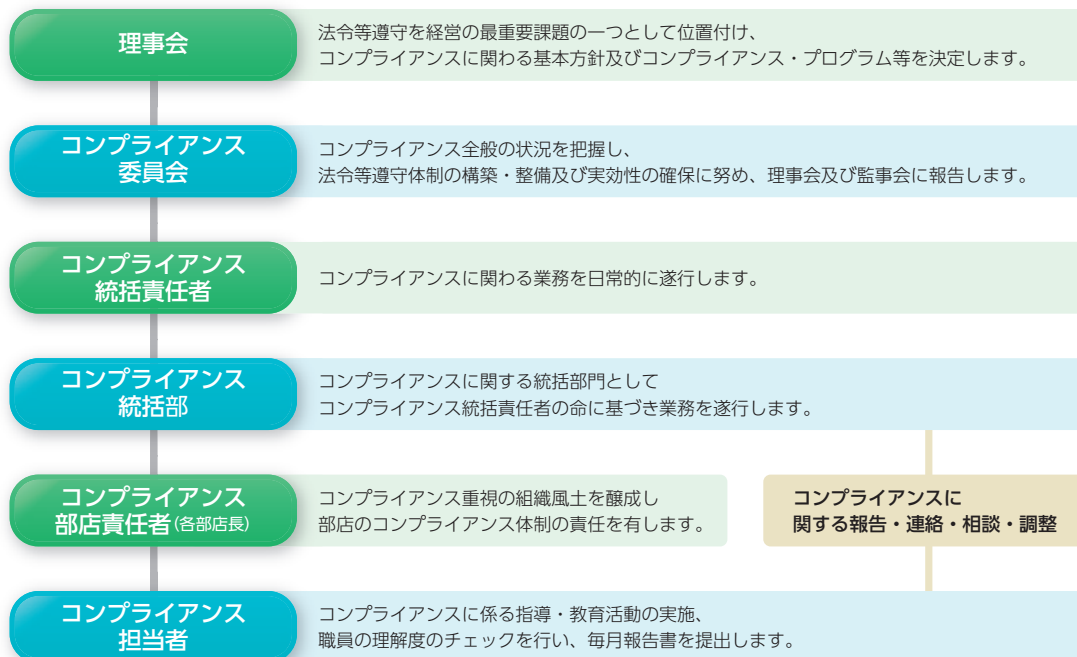
代表理事等の姿勢

13. 代表理事等は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底をします。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

再発防止と厳正処分

14. 本綱領に反するような事態が発生した時には、代表理事等自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

■ 長野県労働金庫のコンプライアンス(法令等遵守)体制



お客様に安心してご利用いただける 「ろうきん」であるために、 お客様保護の精神に徹します。

お客様の自由な意思を尊重し、資産及び利益を保護するために、当金庫では「お客様サポート等管理規程」を定めています。お客様からいただいた日常業務に係る相談・要望及び苦情等に対し、その対応を行う者が遵守すべき手続き等を定めることにより、お客様のご理解と信頼を深め、お客様の正当な利益を保護しています。

また、「金融商品に関する勧誘方針」を定め、お客様に対して誠実・公正な勧誘・説明を心がけ、断定的判断の提供や事実と異なる説明を行わず、お客様説明の適切性及び充実性の確保に努めています。

さらに、当金庫とお客様の間、及び当金庫のお客様相互間において利益が相反する状況（利益相反）を未然に防止するため、「利益相反管理方針」を定め、お客様の保護を図っています。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

当金庫では、お客様が安心してお取引いただけるよう金融犯罪被害防止に対する取組みとして以下の対応を実施しています。

◆ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻し被害防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻し被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- ICカード（磁気ストライプ併用含）の発行
 - 1日あたりのATMご利用限度額（お引出し）の設定
 - 類推されやすい暗証番号の危険性に関する注意喚起及び利用制限
 - ATMへの「覗き見防止フィルム」の貼付及び「後方確認ミラー」の設置
 - 異常検知システムによるモニタリングの実施等
- キャッシュカードの偽造により被害に遭われた個人のお客様につきましては、全額を補償させていただきます。

また、盗難により被害に遭われた場合におきましても、当金庫においてお客様に責任がないと判断した場合には、被害額の全額または一部の補償をさせていただきます。

◆ インターネットバンキングによる不正な利用防止への取組み

インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 「ワンタイムパスワード」の導入
- 複数パスワード（ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号）による本人認証
- 「追加認証」の実施
- 「パスワード生成機」の配付（法人版インターネットバンキングのみ）等

個人のお客様においてインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合、お客様に過失が無い場合につきましては、原則補償いたします。

また、団体のお客様におけるインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合においても、お客様に過失が無い等の条件により、1事故あたり1,000万円を上限として補償いたします。

なお、個別の事案により、被害の補償対象外となる場合及び補償額が一部減額となる場合があります。

◆ 振り込み詐欺未然防止への取組み

振り込み詐欺等の被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 店頭及びATMコーナーへの注意喚起ポスターの掲示
- 職員による声掛け、お客様アンケートの活用
- 被害が懸念されるお取引に対する警察宛の通報の徹底

- 過去2年以上、当金庫のキャッシュカードでATM振込のご利用がない70歳以上のお客様のキャッシュカードによるATM振込機能のお取引制限
- 長野県警察が行う振り込み詐欺防止に対する各種取組みへの積極的参加等

振り込み詐欺救済法（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）に基づき、当金庫では、振り込み詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座にお振込みされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へお振込みされた方からのご照会・ご相談をお受けしています。

また、振り込み詐欺等の犯罪により被害を受けたと思われる場合は、直ちに、警察等へご連絡をお願いいたします。

保険募集及び共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売・募集等に努めます。

当金庫で取り扱っている保険商品及び共済商品の募集にあたっては、各種法令等に従い、「保険募集指針」・「共済募集指針」を定めています。お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

お客様からの苦情等への対応

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客様よりいただく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識した上で、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客様の信頼と満足度向上に取組みます。

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は38ページ参照）または長野県労働金庫お客様相談ダイヤル（電話：0120-606-150）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談ダイヤル（電話：0120-606-150）またはろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申込みいただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、お客様のご希望を伺った上で、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事案を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

長野県労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 関連法令等の遵守

当金庫は、個人情報を保護するため、関連法令やその他の個人情報管理に必要な各種の規範を遵守いたします。

2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

3. 個人情報の利用について

- (1)当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2)当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共用させていただいています。
- (3)当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

す。

- (4)当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

4. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

6. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

7. お問合せ先

《長野県労働金庫業務部》
TEL0120-625-371 FAX026-237-3767
受付時間平日9：00～17：00
e-mail：gyomu-s@nagano-rokin.co.jp

反社会的勢力に対する基本方針

長野県労働金庫は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、会員・お客様並びに地域社会から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、反社会的勢力とは断固として対決します。

（反社会的勢力に対する姿勢）

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当な介入を排除し、毅然とした態度で反社会的勢力と対決します。

（不当要求の拒絶）

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して

は組織として対応し、断固として拒絶します。

（態勢の整備）

3. 当金庫は、反社会的勢力を排除するための報告態勢、対応マニュアル等を定め、全役職員に周知徹底します。

（外部専門機関との連携）

4. 当金庫は、反社会的勢力との対決に際し、平素より警察、弁護士、公益財団法人長野県暴力追放県民センター等との連携強化を図ります。

金融商品に関する勧誘方針

長野県労働金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の金融商品取引の目的・知識・経験及び財産の状況に照らして、お客様にとって適切な商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適切なご判断をいただくことを目

的として、適正な情報提供、商品内容及びリスク内容等の重要事項についてわかりやすい説明に努めます。

3. 当金庫は、お客様に対し、誠実で公正な勧誘・説明を常に心がけ、断定的な判断や事実と異なる説明等によってお客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所及び方法での勧誘は行いません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関連法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

※その他の方針につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

長野ろうきん 検索

お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、労働金庫法の事業運営三原則の遵守姿勢、ろうきん理念の実践に基づく事業運営を実践してまいりましたが、2017年3月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け、2017年12月より「長野ろうきん」のお客様本位の業務運営に関する取組み方針を制定及び公表し、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートし、利益相反、各種情報提供の適切性を確保する姿勢を明確にしつつ、各原則に基づく実践を行っています。

また、お客様保護等に関する管理体制やお客様本位の業務運営に関する適切性や実効性を確保するため「お客様価値共創委員会」においては、これらの取組み状況の報告、評価を実施しています。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針

「長野ろうきん」(以下「当金庫」)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」(以下、「本方針」)を策定します。本方針および本方針に係る取組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。また、より良い業務運営を実現するため、本方針は定期的に見直しのうえ、必要に応じ改定します。

1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取組みを行っています。

2. 利益相反を適切に管理する取組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の利益追求の観点で選定しています。

3. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなど詳しく説明しています。

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。
- 投資信託に係る手数料については、各種のパンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンダー一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるように一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

4. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、投資信託販売システム等のデジタルチャネル利用し、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にを行います。
- 当金庫は、お客様への適切な金融商品の勧誘及び共済・保険商品の適切な募集を行うための「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

5. 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

- 当金庫は、「ろうきん理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくための人材育成に資する研修等を教育体系の中で位置づけています。
- 当金庫に属する全職員における人事評価にあたっては、「お客様志向」に関する評価の仕組みを整備し、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮した取組みを行っています。
- お客様本位の業務運営を確実に実践するため、職員の育成・知識向上の取組みを強化し、FP技能士やDCプランナー等の資格取得を奨励します。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針に基づく取組み状況及び成果指標（KPI）

当金庫における「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」に基づく主な取組み状況及び成果指標（KPI）につきましては、以下のとおりです。（詳細はホームページをご覧ください。）

1. 取組み状況

当金庫は、「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」（以下「本方針」といいます。）を掲げ、お客様の利益を守り、お客様の生活を生涯にわたるサポートすることを第一とし、業務運営を実践しています。

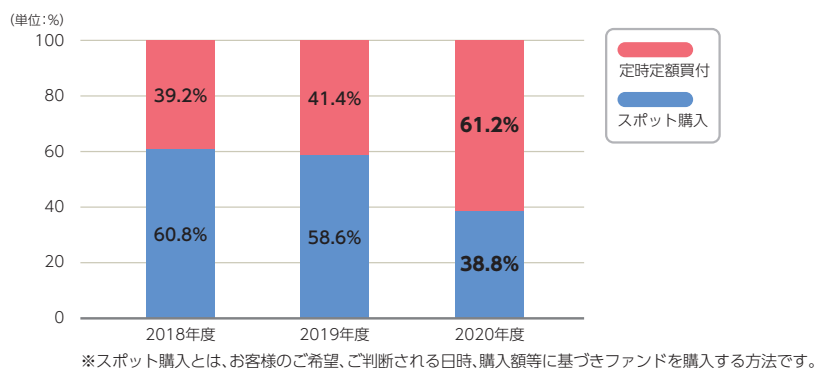
■ NISA及びiDeCo契約件数（2021年3月末現在）

勤労者の資産形成に資するご提案を行う中で、特にリスク分散につながる積立投資及びiDeCoのご提案を主に行っております。今後もお客様のニーズ等に応じた商品のご提案を継続してまいります。

(単位：件)

		2019年度	2020年度	増減率
NISA	一般	172	216	25.6%
	つみたて	1,162	1,630	40.3%
iDeCo		3,711	4,295	15.7%

■ 投資信託販売額に占める定時定額買い付けの割合（各年度3月末時点）



2. 情報提供の取組み

当金庫における取組み方針「4. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み」「5. お客様本位の業務運営の職員への定着と実践に向けた取組み」に基づき、当金庫が取組む生活応援運動と連携し、お客様の生活設計（ライフステージ）を見据えたセミナー等の積極的な実施を事業計画に掲げ取組んでおります。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響（以下、「コロナ禍」といいます。）による制約下において、各種セミナーの実施が難しい状況であり、実施回数及び参加人数ともに減少しております。その中でも、個別対応の機会を積極的に創出し、お客様に寄り添ったていねいな対応、情報提供の取組みを実践いたしました。また、WEB開催など、コロナ禍においても実施可能な方法により取組みを行ってまいります。（セミナーの開催回数等はP.22をご覧ください。）

また、中期経営計画（2020年度－2024年度）及び2021年度事業計画において、ファイナンシャル・プランナー等の資格を有する職員の育成強化について方針化し、取組みを進めております。

3. 比較可能な共通KPI

長期的にリスクや手数料に見合う期待収益が生じているかの「見える化」をはかることを目的とし、以下の指標を公表しております。各種データにつきましてはホームページをご覧ください。

- 運用損益別顧客比率
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のコスト・リターン
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のリスク・リターン

リスク管理体制

基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価した上で金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会及びオペレーショナルリスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

1 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- ・金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

2 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用

規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理をすすめるなど、体制の強化に努めているところです。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」、及び「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

1 金利リスク

運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

2 価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）を日次で計測しています。

また、個別株式については株価が変動した場合の損益額を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

3 為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を日次で把握するとともに、為替が変動した場合の損益額を算出し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset/Liability Management:資産負債総合管理）の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生し

ますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営管理室において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4. オペレーショナルリスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確に行われるための管理態勢の検証をする内部監査を強化するとともに、研修による職員の事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などによりリスクの削減に努めています。

2 システムリスク

コンピュータシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1,470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。

また、万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

②当金庫においては、重要なデータファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行いシステムの安定確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティスタンダード等の具体化をはかり、情報

資産の適切な管理と保護強化に努めています。

③高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT (Computer Security Incident Response Team) 態勢を、<ろうきん>業態全体で構築しています。

3 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、及び差別的行為、ハラスメント行為等により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、及び役割行動基準に基づく役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、あらゆるハラスメントを防止する取組みとして相談窓口を常設しています。

5 有形資産リスク

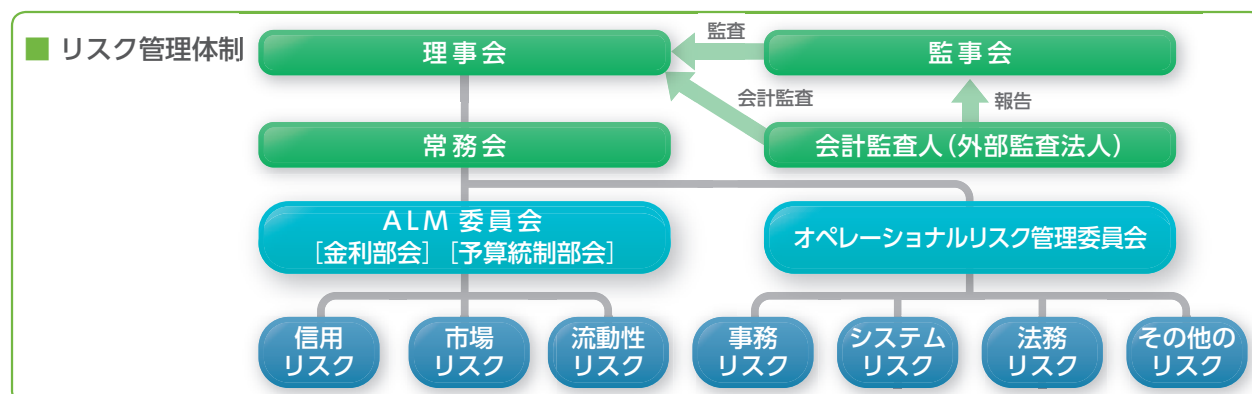
災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

6 風評リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより、未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部及び営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。



内部統制機能の整備に関する基本方針

当金庫は、労働金庫法第38条第5項及び労働金庫施行規則第19条に基づき、以下のとおり、当金庫の内部統制機能（業務の適正を確保するための体制）の整備に関する基本方針を決議しております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」及び「中期経営計画等」に基づき、理事の職務の執行が、法令及び定款に適合するための体制を整える。

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、「倫理綱領」及び「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令、定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築する。
- ②コンプライアンスの取組みに関して、理事会は、「コンプライアンス・プログラム」を決定して実施する。また、コンプライアンス態勢の充実と強化をはかるため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努める。
- ③法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。
- ④理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、監事の監査対象とする。
- ⑤理事会は「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①理事会は、「理事会規程」「常務会規程」及び「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等）について、作成・保存する。なお、「文書等管理規程」については監事会の承認を得て決定する。
- ②担当役員が文書管理を所管し、理事及び監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、事業運営に関する損失リスクを、統合的リスク管理規程による信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して、その評価と管理に努める。

- ①理事会は、事業年度ごと「統合的リスク管理計画」

を定め、係る「統合的リスク管理計画」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、担当役員を委員長とする委員会（ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会）を設置し、その管理に関する審議の内容を常務会に報告させる等、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、その管理状況をディスクロージャー誌等で開示する。

- ②担当役員がリスク管理を所管する。
- ③事業の重大な危機については「緊急時危機対応規程」等に基づき対応する。
- ④理事会は、内部監査規程に基づき事業年度ごとに内部監査実施計画を決定し、監査部は独立した立場からリスク管理の適正性について監査を実施し、その結果を定期的に理事会に報告する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、及び、牽制機能の発揮できる体制を整える。
- ②理事会の決定に基づく業務執行について、「常務会規程」「代表理事職務権限規程」「執行役員規程」及び「業務規程」等を定め、それぞれの責任、執行手続き等を定める。

5. 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラム、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- ②理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上をはかる。
- ③内部監査部門として監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス統括部を置く。
- ④理事は、当金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に

は、直ちに監事及び理事会に報告するものとする。

- ⑥ 役職員の法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。
- ⑦ 監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びホットライン制度の運用について問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑧ 理事会は、お客様保護等の管理に係る統括部門を経営企画部とし、お客様保護の管理に関する方針に基づき、お客様保護に関わる法令等に適切に対応するため、管理・指導及び教育等に係る施策を実施する。
- ⑨ 理事会は、お客様サポート等の担当部門をコンプライアンス統括部とし、お客様利便の向上に資すること、お客様の相談・要望等に迅速かつ確に対応すること、お客様に対する情報や助言を明確・公平に提供すること等に加え、「優越的地位の濫用」の防止他、各種取引の適切性を確保する。
- ⑩ 理事会は、市場社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係の有無について、コンプライアンス統括部に定期的に点検・報告させ、一切の関係を有すことのない体制を確保する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行遂行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、前項の体制を確保するため、監事と協議の上、必要な場合人員を配置する。
- ② 理事会は、監事の職務を補助すべき職員は、もっぱら監事の指揮命令に従うものとする。
- ③ 理事会は、監事の職務を補助すべき職員が、監事の指揮命令に従うこと、及び、当該指揮命令に従わなかった場合は処分の対象とすることを定める。

7. 金庫の理事及び職員、又はこれらの者から報告を受けた者が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制、及び、当該報告をした者が当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ① 監事は、その全員が理事会に、常勤監事は、専門委員会、常務会、ALM委員会等に出席し、その審議経過において意見具申できる。
- ② 理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、

コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備する。

- ③ 前項に関わらず、監事は、「監事監査基準」に基づき、いつでも必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。
- ④ 理事会は、監事会への報告を行った金庫の役職員に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 理事会は、監事とその職務の執行について、金庫に対し費用の前払いの請求をしたときは、審議の結果、当該請求に係る費用または債務が監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監事会が、独自の外部専門家を監事のための顧問とすることを求めた場合、金庫は、監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 理事会は、監事の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、年度ごとに一定額の予算を確保する。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人からの監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

以上

SDGsと長野ろうきんの取組み

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに達成を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という基本思想のもと、17項目の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されています。

目標項目の一つである「金融包摂」（全ての人々が必要な金融サービスにアクセスができ、利用できる状況を目指すこと）の考え方は、労働金庫の設立経過や理念、ビジョン等と合致するものです。



ろうきんSDGs行動指針

ろうきん業態は、SDGsにおける「金融包摂」の考え方等に基づき、SDGs達成に向けた取組みを、理念・ビジョンを追求する活動の徹底につなげることを目的として、業態統一の行動指針を設定しています。

ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉は、「理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や勤労者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいます。

〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

長野ろうきんの事業運営とSDGsの関連性について

長野ろうきんは、設立以来、ろうきんの理念、ビジョン、中期経営計画等に基づく労金運動の推進を基軸として、はたらく人のお金を、はたらく人、地域の人、地域社会にお役立ていただける「意思あるお金の循環」を実践し、福祉金融機関としての「事業活動」及び「地域・社会活動」並びに「長野ろうきん役職員の自らの行動（取組み）」を通じ、SDGsの推進につながる事業運営に努めてまいりました。

これからも、持続可能な社会の実現に資する事業運営を展開し、真摯に取組みを行ってまいります。

事業活動の視点

生活応援運動（労金運動）の実践

長野ろうきんは、SDGsの推進に通じる労金運動の一環として会員推進機構との連携・協働に基づく生活応援運動を実践しています。

コロナ禍における状況に配慮し、感染対策に配慮した個別相談等の工夫を行いつつ、アンケート、金融教育、多重債務支援等の対応を行うなど、会員・勤労者に寄り添いながら、生活に関する課題解決に向けた取組みを会員と連携し、実践しています。



はたらく人のネットワークとの連携・協働

労働団体、福祉事業団体、NPO等の非営利セクターと連携・協働しながら、様々なネットワークを通じた、情報提供、イベント、セミナー等の共催など、すべてのはたらく人とその家族の福祉や暮らしの向上を目的とした各種取組みを実践しています。



金融仲介機能の実践

良質な金融仲介機能を通じた資産形成に向けた取組みは、長野ろうきんが果たすべき重要な役割とする領域であり、預金商品、低利なローンの提供、国・市町村と提携した融資商品の提供、はたらく女性層への取組みなど、はたらく人すべての金融や資金ニーズに対応しつつ、資産形成の実現に向け取り組んでいます。



いつでも、だれでも、利用できる金融サービス

ATM手数料キャッシュバックサービスに代表されるように、長野ろうきんは、いつでも、だれでも、アクセスができる金融機関として、おトクに、便利に、利用、活用できる各種のチャネルを通じた金融サービスの提供に努めています。



地域・社会活動の視点

地域・社会活動の取組み（CSR・助成活動）

「意思あるお金の循環」を実践し、その循環の輪の拡大に向けて、本部・営業店は、それぞれの立場において、地域・社会活動（運営委員会自主活動、各種CSR施策、各種団体への助成活動、非営利セクターの支援）などの取組みを実践しています。



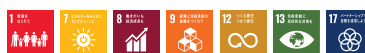
自然災害等に関する取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入減少や離職等の影響を受けた方々や、自然災害等の被害にあわれた方々に寄り添い、様々な金融面における支援を行うなど、長野ろうきんが担うべき役割及び使命を確実に実践いたします。



環境・気候変動等に関する取組み

本店・営業店における適正な室温設定による省エネルギー活動、夏季から秋季までの軽装期間の設定、環境やひとにやさしい店舗づくり（新店舗やリノベーション）、ペーパーレス会議の設定など、環境や気候変動対策等に配慮した取組みを行っています。



長野ろうきん役職員の取組み

長野ろうきんでは、ワークライフバランスを重視し、実践するとともに健康経営を維持する取組みを行っています。また、ろうきんの理念や100年続く長野ろうきんビジョンを実践できる人事施策のもと、理念の実現、さらにはSDGs達成に資する人材育成を進めます。



生活応援運動の取組み

会員・勤労者のニーズや悩み、課題を明確化し、その解決に向けた幅広い提案活動を行うなど、生活応援運動を通じてライフプランをサポートします。

生活応援運動とは、勤労者の生活のうち「お金」にまつわる諸問題に対し勤労者のための金融機関であるくろうきんが会員・推進機構連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動のことです。

コロナ禍において、会員・勤労者が置かれている環境などを十分に踏まえながら、信州ではたらく人に寄り添った、生活応援運動に取組んでおります。

新型コロナウイルス感染症への対応



当金庫では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、非対面型の金融サービスを活用いただくことに加えて、収入減少、離職等の影響を受けたお客様からのご相談には各種融資制度をご提案のうえ対応しております。2020年度及び現在における主な取組みについては、以下の通りです。

1. 新型コロナウイルス緊急生活応援融資をはじめとする各種融資制度の取扱い等

労働金庫業態における統一的な融資制度として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少された方、やむなく離職された方を対象とした融資制度を取り扱っています。(取扱期間:~2022年3月31日)

また、当金庫の融資を利用中のお客様においては、ご返済額の見直し(返済期間の延長)、毎月及び一時金返済額の内訳変更、元金返済の据置きなど、各種ご相談をお受けしています。

2. 社会福祉協議会「緊急小口資金」の取次業務

2020年4月より9月末まで、政府の新型コロナウイルス緊急対策における全国の労働金庫統一対応として、社会福祉協議会「緊急小口資金」に関する申込書類の取次業務を行いました。(2021年7月現在新規受付は停止しています)

3. 生活応援プロジェクトの取組み

外出自粛等が社会的に求められるなか、自宅にいなながら取組むことができる参加型プロジェクトとして、「長野ろうきん生活応援プロジェクト」を夏・冬の2回実施しました。

2回の取組みの成果として、総額1,578,500円を「ONE NAGANO基金」「フードバンク信州」「コロナに負けない」信州応援基金」の3団体へ寄付しました。



「コロナに負けない」信州応援基金」への寄付

勤労者の生活支援に向けた取組み



会員における相談会等を開催し、勤労者の皆さまの相談にお応えしています。

また、「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、勤労者生活支援の取組みを実施しています。

生活改善に向けた取組み



勤労者の皆さまの将来の生活改善を見据えた解決策の提案を行っています。

2020年度は、各種セミナーの開催や、高金利からの借換え・多重債務に関わる相談対応等の「多重債務救済の取組み」を継続実施しました。

また、会員をはじめ、長野県労働者福祉協議会、暮らしサポートセンター、長野県多重債務者対策協議会、市町村、弁護士及び司法書士・消費者団体等のネットワークを活用し、周知活動や相談活動を強化しています。

各種セミナーの開催

セミナー分類	開催回数(回)	参加人数(人)
ライフプラン関係	27	534
資産形成関係	68	610
確定拠出年金関連	21	247
退職・老後資産関係	19	342
消費者・金融教育関連	7	114
女性セミナー	1	30

高金利からの借換え及び多重債務に関わる相談

相談件数	相談金額
404件	739,921千円

生涯生活設計

「ライフプランセミナー」「クレサラセミナー」等、当金庫が実施している各種セミナーの充実をはかり、会員や勤労者の皆さまのお役に立つ情報提供を行っています。また、会員や地域で開催される各種セミナーへ講師を派遣しています。

高校生等を対象とした金融セミナーの実施



当金庫では、毎年、近い将来社会人や大学生となる高校3年生を主な対象としてマネーセミナーを数多く実施しています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じたうえで、県内6校で実施いたしました。

高校生のうちから、お金に関する知識を学ぶことは資産形成の重要性を知るとともに、マネートラブル(詐欺、多重債務等)を回避するための非常に重要な機会であると考えています。今後も地域の学校等と連携し、継続した取組みを進めてまいります。

以下、セミナーに参加された生徒の皆さまからの感想を一部ご紹介いたします。

生徒の皆さまの感想

- ・これから一人暮らしをするにあたり、お金の使い方に気を付けたりマネートラブルに巻き込まれないように考えて生活していきたい。
- ・車購入、結婚などライフイベントでかかるリアルな費用を聞いてとても驚いた。貯蓄の重要性を詳しく知ることができた。将来のために考えてお金を使っていきたいと思った。
- ・クレジットカードやローンのことを全然知らなかったため、仕組みなどを教えてもらって大変勉強になった。

はたらく女性を応援する取組み



“はたらく女性の支えになり、子育てをしている女性に安心して子どもの将来を考えてもらいたい”そんな想いから女性職員による長野ろうきん女性応援プロジェクトが立ち上がり、2013年10月、女性を応援する積立商品「わたしの積立ろうきんchou-chou (シュシュ)」の取扱いを開始しました。

その後、はたらく女性を応援するカードローン「ろうきんchou-chouカード」、シングルマザーを応援するローン「ろうきんchou-chou YELL」の取扱いを始めました。

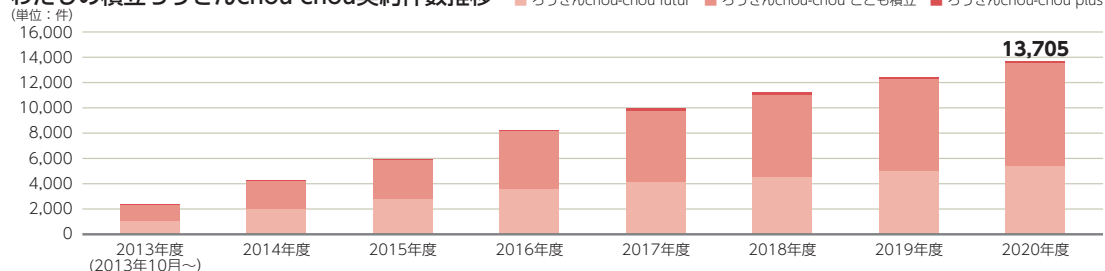
また、女性職員を中心とした「なでしこユニット」の活動を全営業店で展開しています。“はたらく”女性一人ひとりの人生に向き合うパートナーとなるべく、会員労働組合等と連携して、女性のお役に立ち、喜んでいただける活動とすべく、多くの“はたらく”女性に対する様々な情報提供を行ってまいりました。

“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、自分のため、誰かのために、それぞれの立場で頑張っていることが“はたらく”ことであると考えています。

長野ろうきんは、これからも“はたらく”女性のミカタであり続けます。



わたしの積立ろうきんchou-chou契約件数推移



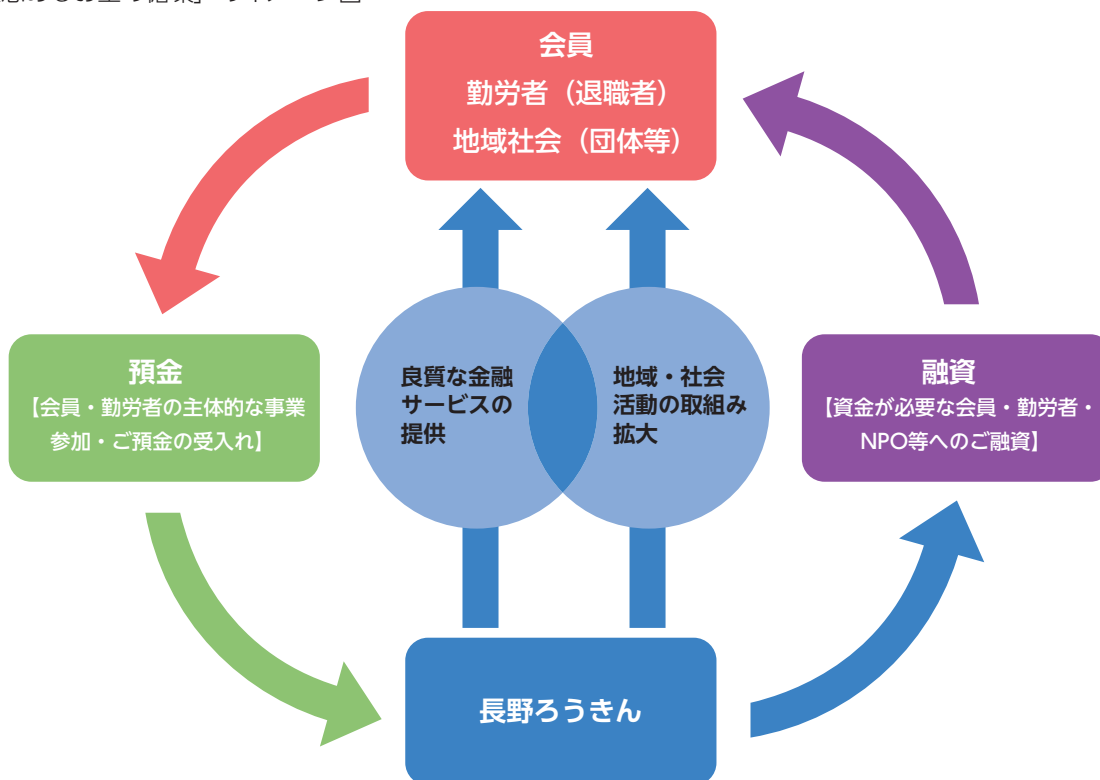
地域・社会活動の取組み

ろうきんの理念に掲げられる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に寄与するため、長野ろうきんは社会的役割の発揮に努め、これからも、会員・お客様・地域社会の皆さまのため、地域・社会活動を確実に実践し、引き続き「はたらく人とそのご家族の支援」をテーマとして取組んでまいります。

長野ろうきんのCSRと地域・社会活動

当金庫は、「はたらく人の想いと生きる金融機関」として、はたらく人のお金が、ご本人、ご家族、はたらく仲間、地域社会のお役に立つ、「意思あるお金の循環」を創出し、その拡大に向けて取組んでまいります。

■「意思あるお金の循環」のイメージ図



会員を始めとした地域の皆さまの預金・融資のご利用により、「意思あるお金の循環」が拡大し、はたらく仲間、地域社会への取組み強化につながっていきます。

主な長野ろうきんの地域・社会活動の歴史

1957年	助け合い預金スタート
1967年	「ろうきん奨学会」設立
1970年代	サラ金問題への対応
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援（エール）30」を発売
2001年	NPOボランティア団体助成金制度の新設
2007年	多重債務支援の取組み
2011年	東日本大震災復興支援 ピンクリボン運動 支援の取組み
2012年	教育子育て世代応援ローン 取扱開始
2013年	「わたしの積立ろうきんchou-chou」シリーズ取扱開始
2015年	女性向けローン ろうきん「chou-chouエール」ろうきん「chou-chouカード」取扱開始
2017年	長野ろうきん子ども基金設立 NPO自動寄付システムスタート
2019年	令和元年台風19号災害復興支援
2020年	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方々に対する支援の取組み

1. 長野ろうきんの取組むCSR活動



当金庫では、2011年より実施している「ピンクリボン運動」の支援に加え、2016年度より長野県みらい基金と連携した2つの取組み（長野ろうきん「こども基金」・長野ろうきんNPO自動寄付システム）を行っています。

1 長野ろうきん「こども基金」

～ろうきんの融資を利用することで、地域のこどもの支援につながります～

ろうきんの各種ローンをご利用いただくことで、対象年度中の新規ご融資取引1件につき100円をろうきんが拠出し、その総額を「長野県みらい基金」を通じて支援団体へ寄付いたします。



2 長野ろうきんNPO自動寄付システム

～寄付者と地域社会をつなぐシステムです～

長野ろうきん普通預金口座から、一定期間ごとにNPO等への寄付金を手数料無料で自動振替する制度です。集まった寄付金は「長野県みらい基金」が管理し、あなたが応援したい寄付先もしくは、選考会で決定した個別のNPO等へ寄付配分されます。

福祉金融機関である〈ろうきん〉が、はたらく人とNPO・市民活動団体を結ぶ新しい支援のカたちとして、「マンスリーサポート寄付制度」で、身近な地域・社会活動につなげていきます。

※2020年度末現在67件のご契約をいただいております。



長野県みらい基金とは

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人です。

3 わたしのミカタ ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト

ピンクリボン運動を支援する取組みです。

長野ろうきんでは、長野県で暮らす女性がいつまでも健康でいられるように、“わたしの積立ろうきん chou-chou”による年間お積立合計額の0.05%と“ろうきん chou-chouローン”の年度末時点での利用残高の0.05%を長野ろうきんが拠出し、公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」に寄付いたします。



取組み	2020年度寄付額	寄付総額（累計）
長野ろうきん「こども基金」	694,900円	3,609,560円
長野ろうきんNPO自動寄付システム	258,500円	1,339,300円
chou-chouハートフルプロジェクト	669,088円	11,778,946円

2. NPOボランティア団体への支援活動



当金庫では、「長野県みらい基金」を通じ、地域で様々な活動に取り組まれているNPOやボランティア団体等の支援を行っています。2020年度は8団体に2,400,000円を助成いたしました。これまでの寄付総額は50,892,119円となっています。

なお、この助成金には、当金庫が拠出しました寄付金等に加え、景品ポイント制度における「社会貢献ポイント」としてお客様からお寄せいただきました1,494,275円が含まれています。

団体名	事業名	おもな支出内容	決定金額
(任意) 反貧困セーフティネット・アルプス	コロナ禍での子どもの学び応援事業	タブレット・中古PC購入費	300,000
(特非) 待学園スクオーラ・今人	若者の社会復帰スタートアッププロジェクト	人件費・研修費	300,000
(特非) 松代大本宮平和祈念館	小中学生用リーフレット「松代大本宮」A5判4頁の作成	印刷費 (小中学生リーフ)	300,000
(特非) あした葉 重症心身障がい児・者と共に生きる会	障がい児・者のタイムケア事業	備品購入費	300,000
(特非) ヒューマンネットながの	長野市ユニバーサルトイレマップ善光寺口版改訂版制作事業	印刷費・通信費	300,000
(特非) 諏訪広域ドローン協会	安心安全な災害に強いまちづくりの拠点としての事務局体制の強化	備品購入費・賃貸料	300,000
(特非) まつもと子ども留学基金	まつもとと保養と養生で免疫アップ2021	交通費・謝礼・人件費	300,000
(任意) 井戸尻応援団	井戸尻を元気に！ 地域を元気に！	動画配信事業費・チラシ作成費・デザイン委託費	300,000
合計			2,400,000円

NPO法人 あした葉 重症心身障がい児・者と共に生きる会

重い障がいを持った子供達の親亡き後の行く末を心配し、保護者、同じ想いの仲間達で立ち上げた「あした葉」。贅沢をして欲しいのではない。ただ親がいなくなった後もその人権が守られ、重い障がいがあっても、地域で普通に人間らしく、快適な生活を送ってほしい。そんな想いから私たちの活動は動き始めました。

現在コロナ禍でやむなく自粛していますが、音楽グループを結成し、発表の場を企画したり、流しそうめん大会やクリスマスパーティー、餅つき大会を実施したりと地域と交流を深める場を設ける活動をしています。前年度から月一回、土曜日にタイムケア事業を始めましたが、設備が整っておらず電動車椅子を女性4人で持ち上げたり、床から利用者様を抱え上げたりなど大変苦労してきました。今回助成金をいただける事になり介護者側の負担は軽減され、利用者様は快適に活動ができるようになりました。助成金は電動車椅子でも登れるスロープとタイムケア中に体を動かすリハビリ台、さらにコロナ対策用非接触型体温計などに使わせていただきました。

「ろうきん安心社会づくり助成金」により、介護者側の負担が減ったことで月一回だったタイムケア事業を月2回に増やし、さらに力を入れていくことができます。心より御礼申し上げます。
(代表理事ナガタ・アンナ・サカエ・モリ)



3. 各営業店における地域に根ざした福祉活動



各営業店では、地域の皆さま方との交流を大切に、運営委員会の企画・運営による地域に根ざした活動を広げています。2020年度は、コロナ禍により、予定されていた活動がやむなく中止となるなど、例年のような取組みが難しい状況にありましたが、各営業店において、可能な範囲において、工夫をこらした取組み、物品寄贈、寄付等を行いました。

※運営委員会は、各営業店単位で会員から選出された運営委員長と運営委員により構成され、各営業店における推進活動の中心的役割を担っています。

2020年度活動内容（一部抜粋）

支店	実施事項	開催日	具体的な活動内容
		(開催期間)	
本店営業部	食品・用品等の物資回収を通じたボランティア活動	8月28日	青年・女性委員会が自宅で眠っている食品・用品を募集し、NPOホットライン信州様に対して、食品・用品の物資寄贈のボランティア活動として実施。
大町支店	保育園・幼稚園へ知育玩具寄贈	10月19日	大北5市町村（大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村）の保育園・幼稚園（計17園）に対し、知育玩具を寄贈。
上田支店	上田地域の子供達への支援	1月14日	「上田養護学校」へ物品を寄贈。
伊那支店	地域施設への寄贈	1月18日	伊那養護学校、たかずやの里へ物品を寄贈。
	上伊那労協共催・高校生金融セミナー「お金の授業」	1月6日 2月10日	上伊那労協と共催し、箕輪進修高校の3年生を対象に金融詐欺をテーマとした授業を実施。（伊北出張所）
飯田支店	就業体験学習（インターンシップ）	9月10日	飯田OIDE長姫高校商業科の生徒の就業体験学習を実施。
	高校生と地元とを「つなぐ」事業	9月～1月 全5回	高校生向けに、金融・投資にかかる授業を実施。
	地域の清掃活動	12月9日	「運営委員会チーム活動」の一環として落ち葉拾いを実施。
須坂支店	医療機関への物品寄贈	2021年4月	長野県立信州医療センターへ患者用車椅子とシルバーカーを寄贈。
佐久支店	フードドライブ	8・12・3月	佐久地区労協と連携の上、フードドライブを実施し、佐久市社会福祉協議会等へ寄贈。
丸子支店	図書寄贈	2月16日	東御市・長和町の全7つの小学校へ図書を寄贈。
	フードバンクへの寄付	通年	通年フードバンクの取組みを行い、NPO法人フードバンク信州へ寄付。
	盲導犬育成支援プロジェクト	3月9日	月掛預金の新規ご契約1件につき100円をろうきん丸子支店が拠出し、長野県ハーネスの会へ寄付。
福島支店	フードドライブ	8月24日～ ～9月11日	青年・女性委員会「ONTAKE倶楽部」の活動として木曾地区労協と協働でフードドライブを行い、「まいさぼ木曾」経由で各町村社会福祉協議会へ寄付。
長野東支店	医療機関への物品寄贈	1月13日	各種医療施設へ物品を寄贈（独立行政法人長野市民病院、長野医療生活協同組合 長野中央病院、JA長野厚生連 長野松代総合病院）
		2月15日	
		2月24日	
松本支店	物品寄贈	11月～12月	地域の施設等へ物品を寄贈。
小諸支店	相生町（地域）に向けたろうきんアピールとコロナ禍においての応援メッセージ	9月10日～ 年度末まで	地域住民の方々に元気を与えることを目的とし、小諸支店独自ポスターを作成し、小諸支店の窓ガラスに掲示。
中野支店	自治体への寄贈	3月	アニメ祭り（ふぁみフェス）の中止に伴い、図書・おもちゃセット等を、山ノ内町、野沢温泉村、栄村の各保育園に寄贈。
	フードドライブ	12月～1月末	中野支店などしこユニットと会員による共同取組みとして、フードドライブを実施し、「いいやまこども食堂」へ寄贈。
更埴支店	ピンクリボン運動を地域に広げてリボンでつなげる	①9月26日	①10月のピンクリボン月間に合わせて、街路灯へピンクリボン運動啓発フラッグの取付。
		②10月1日	②千曲市役所でピンクリボン運動啓蒙ポケットティッシュの配布、地域の事業所や子育て支援センター、千曲市社協の就業支援施設「チューリップの家」等の協力のもと、メッセージを書いた風船を飛ばして想いを届ける活動を展開。
		③10月1日～ 23日	③千曲ケーブルTVでろうきん職員と千曲市役所職員出演による婦人検診受診の啓蒙動画を全3話放映実施。*千曲ニュースで放映。
	地域をつなげるストーリーを展開（地域をつなげるSDGsストーリー）	①7月6日・ 7日 ②10月12日・ 13日	①屋代南高校においてSDGs（環境問題）に関する授業を行い、SDGsをイメージしたデザインを、会員企業から提供いただいた生地を使ってエコバッグを作成。 ②生徒のSDGsイメージデザインをエコバッグにプリントして生徒に進呈し、SDGsを身近に感じていただける活動を実施。
茅野支店	フードドライブ	10月15日～ 11月15日	フードドライブを行い、茅野市、富士見町、原村それぞれの社会福祉協議会に対して寄贈。
	物品寄贈	11月26日	組合立諏訪中央病院に対して物品を寄贈。

支店	実施事項	開催日	具体的な活動内容
		(開催期間)	
塩尻支店	図書寄贈	2月	塩尻市と朝日村の小学校10校へ図書を寄贈。
あづみ野支店	アルプス花街道への参加	5月～9月	市役所が主催となっている幹線道路沿いの植栽活動へ参加。指定場所で花の植栽・草取りなどを実施。
	安曇野赤十字病院への応援メッセージ贈呈(お菓子贈呈)	12月21日	医療従事者へ青年女性委員会所属会員よりメッセージを集め、横断幕に飾り贈呈。合わせて、近隣菓子店のお菓子を購入し、病院職員全員へ配布。
	地域施設への寄贈	1月7日	安曇野市社会福祉協議会へ寄付。

(上記活動は全て2020年度内のものとなります。)

<本店営業部>NPOホットライン信州への寄贈



<中野支店>いいやまこども食堂への寄贈



<上田支店>上田養護学校への寄贈



<丸子支店>祢津小学校への図書寄贈



<松本支店>長野県波田学院への寄贈



<あづみ野支店>安曇野赤十字病院へのメッセージ等寄贈



<飯田支店>高森町への寄贈



<伊那支店>児童養護施設「たかざやの里」への寄贈



4. 自然災害に係る取組み



当金庫では令和元年台風19号をはじめとした自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた方への支援の取組みとして、以下の取組みを行っております。

1 令和元年台風19号災害にかかる支援の取組み

令和元年台風19号により、被害を受けられた皆さまへの支援を目的として、下記2、3の対応に加え、相談体制整備を目的に東北信の営業店において、特別相談窓口の設置を行い、ろうきんローンご利用者に対する金融支援として、「自然災害債務整理ガイドライン」の申し出による返済計画の見直し、返済猶予の取扱い、お利息の一部減免等の対応を行いました。また、被災者支援を行う団体への助成を行う「ONE NAGANO 基金」に対する寄付を行いました。

2 融資関連取引の特別措置

被災された方々の早期生活安定と災害復旧をはかるため、被災された方またはその親族の方を対象とした「災害救援ローン」のお取扱いをしています。詳細は店頭までお問い合わせください。

3 振込手数料免除措置の実施

当金庫が指定する災害義援金口座への送金にかかる振込手数料の無料化を実施しています。

5. 各地方自治体との連携活動



各地方自治体と連携し、「市町村協調融資制度」を実施しています。

詳細は店頭までお問い合わせください。

6. 障がいをお持ちの方とのお取引等について



障がいをお持ちのお客様に対する各種手数料の無料化※を実施しています。また、全店舗において車椅子利用者用の記帳台を設置しています。

※無料となる手数料の詳細は、35・36ページの手数料一覧をご覧ください。

7. 職業訓練者支援活動



優れた技能者を育成するためのサポートを目的として「技能者育成資金融資」を取扱っています。また、雇用保険を受給できない求職者の方の職業訓練受講期間中の生活支援を目的として「求職者支援資金融資」を取扱っています。

詳しくは、当金庫または、長野県内のハローワークにご相談ください。

8. 次世代特例認定マーク

「プラチナくるみん」の取得について



当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備に向けた「行動計画」を策定・推進し、一定の基準を満たした企業に認定される特例認定「プラチナくるみん」を2016年6月に取得いたしました。

今後も引き続き、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進するとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりに取組んでまいります。



9. 健康経営優良法人認定



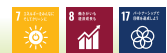
当金庫は、2021年3月、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

引き続き職員が健全で健康的に働くことのできる職場環境をつくり、職員の健康保持・増進に向けた取組みを行ってまいります。



10. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を遵守した取組み



「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動原則として環境省が主導して策定されているものです。当金庫も本原則の主旨に則り、環境金融への積極的な取組みを実施しています。

サービスのご案内

ATM利用手数料 還元サービス	他金融機関ATMでのお引出しにかかる手数料の全額をキャッシュバック！ 都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビニのATM・CD、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATMを利用してお引出しされた場合の手数料は、お引出しの直後にお客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックされます。
キャッシュサービス	ろうきんキャッシュカードがあれば、全国の（ろうきん）をはじめ、MICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATM・CDで預金のお引出しができます。
自動支払いサービス	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金やクレジットカードのご利用代金、各種保険料、県営住宅家賃などを普通預金（総合口座）から自動的にお支払いしますので、集金・払込みの煩わしさがなくなります。
入金ネット提携サービス	全国のろうきん・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・LANs（ローソン・エイティエム・ネットワークス）のATMでは手数料がかかることなくカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関のATMでもカードによる入金が手数料なしでできます。
ろうきんUCカード	日本で、海外で、サインひとつでショッピングが楽しめる便利なカード。 UCマスターとUC-VISAの2種類のカードをご用意しています。
デビットカードサービス	現在お持ちの“ろうきんキャッシュカード”を「J-Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）で、そのままお買い物や飲食代、税金のお支払にご利用いただける他、キャッシュアウト加盟店ではキャッシュアウトがご利用いただけます。
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス	ろうきんキャッシュカードを使用し、口座振替依頼書のご記入・お届けなしで口座振替のお申し込みが行えるサービスです。 Pay-easy（ペイジー）口座振替サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でご利用いただけます。手数料はかかりません。
ネット口座振替 受付サービス	口座振替のお申し込みが、口座振替依頼書のご記入、お届けなしで、インターネットから行える便利なサービスです。
年金自動受取り	厚生年金・国民年金をはじめ、各種共済年金などお客様の口座に自動的に振込まれますので、早く確実にお受取りいただけます。
公金収納サービス	県民税・市町村民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税等の長野県や市町村の公金納付を取扱っています。
定額自動送金サービス	定例的に一定額を普通預金口座から引き落としとして、あらかじめ指定された口座（全国のろうきん本支店・他金融機関）に送金します。
投信定時定額買付サービス	一度お手続きいただければ、投資信託を定期的に自動的にご購入いただけるサービスです。
インターネットバンキング 投資信託	インターネットを通じて、投資信託のご契約等をいただけるサービスです。
ろうきんアプリ	お持ちのスマートフォンで普通預金残高、入出金明細の確認や税金の払込ができ、自宅にいなが金融サービスをご利用いただくことができるアプリケーションです。また、当金庫ホームページ及びダイレクトバンキングへ簡単にアクセスできます。
QRコード決済サービス	スマートフォンなどで買い物やサービスの利用ができるお支払い方法です。スマートフォンのアプリでQRコード等を読み取る（読み取ってもらう）ことで決済することができます。

ろうきんアプリ

いつでもどこでもスマホでチェック
インストールしてすぐ使える!



残高や入出金明細の確認

税金・公共料金の払込 住所変更 など

アプリのダウンロードはこちら



App Store
からダウンロード
iPhone : App Store



※ダウンロード開始からインストール完了までは、スマートフォンの通信状況により時間がかかる場合がありますので、しばらくお待ちください。

※AppleのロゴiPhoneは米国およびその他の国で登録されたApple inc.の商標です。App Storeは米国およびその他の国で登録されたApple inc.のサービスマークです。


※iPhoneの商標はアイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。

※Android, Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

ろうきんダイレクト

〈インターネットバンキング〉

来店不要で、24時間いつでも
各種お手続きが可能!
アプリにプラスでフル活用!



残高や入出金明細の確認

お取引履歴の確認・口座間のお金の移動
〈ろうきん口座間なら振込手数料が無料!〉


お振込〈手数料が窓口やATMよりおトク!〉

税金・公共料金の払込

ローンの繰上返済
(元金均等返済を除く)

投資信託の購入・解約 など

できること
イロイロ!



預金商品

■ 毎日の暮らしをサポートする便利な預金

預金の種類	期間	しくみ・特徴
総合口座	—	「貯める・受取る・支払う・送金する・借りる」の機能をセットした便利な口座。
流動性預金	普通預金	給与振込・年金等の受取り口座や公共料金・クレジット等の自動支払いなど日常生活にご利用いただける預金。 ●普通預金には、通帳不発行口座の普通預金もございます。通帳を発行せずキャッシュカードでのお取引となります。お取引内容は、利用手数料無料のろうきんダイレクト（インターネット・モバイルバンキング）もしくはろうきんアプリにてご確認くださいませ。
	普通預金無利息型	預金保険制度により全額保護される普通預金。お利息はつきません。通帳不発行口座もご利用いただけます。
	貯蓄預金	お預け入れ残高に応じて、段階的に金利を設定する預金。

■ まとまった資金を安全な資産で運用

預金の種類	期間	しくみ・特徴
スーパー定期預金	1か月以上10年以内	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金。
自由金利型定期預金（大口定期預金）		1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金。
ワイド定期預金（期日指定定期預金）	最長3年	300万円未満の資金で、最長預入期間（3年）を定めて預け入れ、1年経過後の任意の日を1か月前までの指定により満期日とすることができる定期預金。
変動金利定期預金	1年・2年・3年	6か月ごとに金利が変動する定期預金。
年金指定定期預金	1年	年金受取口座をろうきんにご指定された方がご利用いただける定期預金。（お預け入れは300万円までです。）
退職金専用定期預金	1年・3年・5年	退職金支給日から18か月以内に100万円以上の退職金を当金庫へお預けいただける方にご利用いただける定期預金。
退職者専用エース預金 マスターライフ100	3年以上10年以内	退職金支給日から18か月以内に100万円以上の退職金等を当金庫へお預入れいただける方にご利用いただける定期預金。据え置き期間経過後、選択いただいた受取サイクル・回数で分割して受け取りいただけます。
相続定期預金	1年	当金庫所定の相続手続きにより、相続による預金払戻が発生してから1年以内に相続金をお預けいただける方がご利用いただける定期預金。
虹の定期預金	1年以上	ろうきんの財形預金を退職時に解約した金額の範囲内でお預け入れいただける定期預金。
資産運用セットプラン	6か月・1年	投資信託購入相当額を上限として、定期預金と投資信託の同時お申込みの際にご利用いただける定期預金。（同時申込合計額20万円以上で、かつ定期預金申込額が総額の50%以下の金額の場合に限ります。）
教育・子育て世代応援定期預金	3年・5年	ろうきん住宅ローンのご利用者（連帯債務者を含む）とその配偶者で、新生児から大学院までのお子様がいいらっしゃる方がご利用いただける定期預金。（10万円以上のお預け入れが対象となります。）

■ 目標や夢にあわせて自由に、計画的に

預金の種類	期間	しくみ・特徴
財形貯蓄	一般財形	積み立てを継続しながら、1年を経過すればお引出しが可能になる多目的な資金づくりに適した積立預金。
	財形住宅	住宅の新築・購入・増改築などのマイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立預金。
	財形年金	満60歳以降に年金タイプでお受取りいただく、将来に備えた私的年金資金づくりに最適な積立預金。
積立型	エース預金	「エンドレス型」「確定日型」「年金型」の3タイプがあり、ライフプランにあわせて自由に積み立ていただける預金。（「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。）
	わたしの積立 ろうきんchou-chou シリーズ	仕事に、家事に、育児に、毎日がんばって「はたらく」女性を応援するための女性専用積立預金。目的別に「フトゥール、こども積立、プリュス」の3タイプからお選びいただけます。（こども積立は16歳以下のお子様の保護者の方であれば男性のお客様にもご利用いただけます。）

■ その他の預金

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	代金決済に便利な小切手利用のための預金。
通知預金	7日以上	まとまった資金の短い期間の運用に適した預金。 (預入後7日間の据置が必要です。お引出しの場合は、お引出し日の2日前までにご連絡ください。)
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上で債権譲渡可能な定期預金。 (預金保険制度の対象外です。)

資産運用商品

*以下の商品はリスクが伴いますので、お申込みにあたっては契約締結前交付書面や目論見書をご覧ください商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

商品名	期 間	申込単位	特徴・留意点
国債 個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客様を対象とした債券です。 ※ 長期利付国債・中期利付国債につきましては、新規お取扱いを終了いたしました。
	5年		
	3年		
投資信託			お客様のさまざまな資金運用ニーズにお応えるため、各種の投資信託商品をお取扱いしています。値動きのある有価証券を中心に投資するため、高い収益が期待できる反面、価格変動や為替市場の変動などによって投資元本を割り込むことがあります。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)			個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは、公的年金に上乗せする私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出して、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務を行っておりません。

ろうきん chou-chou

ろうきんは“はたらく”女性
一人ひとりの人生と向き合います。

“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、

自分のため、誰かのために、
それぞれの立場で頑張っている
ことを“はたらく”ことであると、
わたしたちは考えています。

ろうきんは、はたらく女性のミカタで
あり続けます。



業務のご案内 融資商品等のご案内

2021 DISCLOSURE

2021年7月1日現在

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
カードローン	マイプラン	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	500万円	ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	マイプラン (Web)	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	100万円	お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。
	教育ローン (カード型)	教育関係費用全般	1,000万円	20年以内 (貸越利用期間を含む) 在学期間中はご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただき、卒業後は証書貸付に切り替えて、元金をご返済いただけます。
	ろうきん chou-chou カード	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	50万円	女性専用商品。 ご利用限度額（極度額）の範囲で繰り返しご利用いただけます。
無担保ローン	カーローン [車天狗]	車に関する費用	1,000万円	10年以内 車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。
	カーローン 車天狗 (Web)	車に関する費用	1,000万円	10年以内 お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。会員労働組合に未加入の方（一般勤労者）のみご利用いただけます。
	教育ローン (証書貸付型)	教育関係費用全般	1,000万円	20年以内 固定金利型は6年6か月を限度に元金据置方式 (利息のみ返済) がご利用いただけます。
	無担保住宅ローン	新築、増改築及び土地購入等住宅資金	2,000万円	25年以内 住まいに関わる費用全般にご利用いただけます。
	多目的ローン	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金など	500万円	10年以内 ライフプランに合わせ、さまざまな目的にご利用いただけます。
	教育・子育て世代応援ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります) ろうきん住宅ローンのご利用者で、新生児から大学院までのお子様がいいらっしゃる方がご利用いただけます。
	フリーローン	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	500万円	10年以内 お申込み簡単で、手続きスピーディー。
	フリーローン (Web)	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	500万円	10年以内 お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。会員労働組合に未加入の方（一般勤労者）のみご利用いただけます。
	ろうきん chou-chou YELL	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金、生活費、クレジットカードの借換は除きます。	200万円	10年以内 ひとり親世帯の方がご利用いただけます。
	ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります) 「長野ろうきん」に事業体として出資し、会員加入いただいている生活協同組合の組合員の方及びその方と同一生計のご家族の方がご利用いただけます。 ※対象とする生活協同組合については、お近くの店舗へお問い合わせください。
	福祉ローン	教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費、災害復旧に要する資金	500万円	10年以内 育児期間中の勤労者の方、ひとり親世帯の方、身障者手帳を保持している方、身体障がい者の方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得する方がご利用いただけます。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金及び当座の生活資金	2,000万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費については25年以内) 地震や台風などの自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
	無担保借換えローン [おまとめ君]	他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500万円～1,000万円	10年以内 会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。 ※一部商品については会員労働組合にご加入の組合員以外の方も利用可能となっています。
継続支援融資制度 [アシスト]	自動車・教育・住宅・冠婚葬祭・福祉・介護などの生活資金	100万円～200万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (お使いみちにより異なります) 当金庫の多重債務支援スキームに則した負債整理を実施した場合、目的が明確な生活資金・住宅資金について融資を可能とする制度です。 会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。	

ろうきんの理念／経営計画

事業概要等

業務のご案内

長野県労働金庫の概要

長野県労働金庫の財務データ

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴	
無担保ローン	技能者育成 資金融資	職業能力開発総合大学校及び公 共職業能力開発施設等における 授業料等	職業能力開発施設 等発行の「確認書」 記載金額 (上限300万円)	据置期間 + 10年以内 <small>※据置期間＝ 訓練期間終了の 属する月+1か月</small>	優れた技能者を育成するためのサポート として、優秀な成績を修め、かつ経済的 な理由により職業能力開発総合大学校及 び公共職業能力開発施設等（以下、能開 施設）の行う職業訓練を受けることが困 難な訓練生のうち、能開施設の長から推 薦のあった者に対して、融資を可能とす る制度です。
	求職者支援 資金融資	職業訓練受講中の生活資金	配偶者、子又は父 母等を有する者 120万円～240万円 それ以外 (単身者等) 60万円～120万円 (訓練期間により異 なります)	10年以内 (融資額50万円 未満は5年以内)	職業訓練受講中の生活維持をはかること を目的とした融資制度です。
有担保ローン	住宅ローン 	新築・増改築・土地購入・借換 えなど	1億円	40年以内	固定金利選択型、全期間固定金利型、全 期間変動金利型がございます。 ※随時返済手数料無料 ※団体信用生命保険(借入額全額)付
	住宅ローン  「ふわっと500」	上記のお使いみちに加え、他金 融機関でご利用中の無担保ロー ン借換や家電・家具等の家財購 入費（最高500万円） ※当金庫でご利用中の目的型無 担保ローンの借換も対象にな ります。(カードローン（教 育ローンカード型でカード利 用中を含む）、フリーローン、 負債整理資金を除く)			
	金利上限付 変動金利型住宅ローン 「キャップローン ミラクル6」	新築・増改築・土地購入・借換 えなど	100万円～ 8,000万円	20年以内	上限金利付の安心感はそのままに、6タ イプのキャップローンからご利用いた だけます。
	フラット35	新築、中古住宅購入、借換え	100万円～ 8,000万円	15年以上 35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業を 活用した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復 旧工事費、被災による家財道具 購入費、傷病の入院・治療費、 災害復旧に要するその他生活資 金及び当座の生活資金	5,000万円	40年以内	自然災害に罹災された際の復興資金等 としてご利用いただけます。
	NPOサポート ローン	NPO活動における運転資金・設備資金・つなぎ資金にご利用いただけます。			
公的資金	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫教育ローン				

共済代理業務及び損保窓販業務

業務	業務の概要
共済代理業務	こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」及び「住まいる共済」の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓販業務	損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

商品情報



●2021年7月1日現在 ●詳しくはお近くの〈長野ろうきん〉にお問い合わせください。

為替手数料

振込手数料 (1件につき)

種 類	手 数 料		
	5万円未満	5万円以上	
窓口	長野労金内	電信扱い	無 料
	他労金あて	電信扱い	220円
	他行あて	電信扱い	660円
文書扱い		880円	
ATM ろうきんカード	長野労金内		無 料
	他労金あて		無 料
	他行あて	330円	550円
ATM ろうきんカード以外 (注)	長野労金内		無 料
	他労金あて		無 料
	他行あて	330円	550円
テレホンバンキング サービス	長野労金内		無 料
	他労金あて		無 料
	他行あて	330円	550円
インターネット モバイルバンキング	長野労金内		無 料
	他労金あて		無 料
	他行あて	220円	440円
団体向けIB インターネットFB	長野労金内		無 料
	他労金あて		無 料
	他行あて	220円	440円

(注) 長野労金のATMで長野労金カード以外による振込の場合、上記の該当する振込手数料に加えて、次の自動機利用手数料が必要になります。
平日8時45分～18時00分までは110円
平日8時45分～18時00分以外の時間帯および土曜・日曜・祝祭日・年末休日は220円

その他為替手数料 (1件につき)

種 類	手 数 料		
	ろうきん内	他行あて	
送金手数料	440円	660円	
代金取立手数料	440円	普通扱い	660円
		至急扱い	880円
その他	振込・送金の組戻料	660円	
	取立手形組戻料	660円	
	取立手形店頭呈示料	660円	
	不渡手形返却料	660円	

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。
※取立手形店頭呈示料は660円を超える場合には実費を申し受けます。
※支払場所となる店舗において直接口座に入金される小切手の代金取立手数料は無料となります。

自動送金サービス (1件につき)

種 類	手 数 料
振替送金 (長野労金内、他労金あて)	55円
為替送金 (他行あて)	55円 + 振込手数料 (**)

※振込手数料については、他行あて5万円未満のお振込は330円、5万円以上は550円となります。

発行手数料

発行手数料

種 類	手 数 料	
キャッシュカード	無 料	
ICカード	1枚につき	1,100円
各種証明書	1通につき	220円
出資金残高証明書	1枚につき	220円

※ICカードのシングルストライプのローンカードは無料となります。

紛失再発行手数料

種 類	手 数 料	
通帳・証書	1冊(枚)につき	550円
キャッシュカード	1枚につき	550円
	ICカード	1枚につき
ろうきんダイレクト 契約者カード	1枚につき	440円
出資証券	1枚につき	550円

※契約の証の再発行手数料は無料となります。
※キャッシュカードは教育ローン専用カード、chou-chouカード、マイプラン、ミニット、生き活きカードを含みます。

窓口両替手数料

窓口両替手数料 (1回につき)

紙幣・硬貨の枚数 (持込または払出いずれが多い方)	手 数 料
1～49枚	無 料
50～300枚	220円
301～500枚	330円
501～1,000枚	440円
1,001枚以上	660円 + 1,000枚ごとに330円

※お手続きの内容に応じ、手数料が無料となる場合があります。
※記念硬貨及び汚損紙幣・硬貨の両替・交換並びに同一金種への交換は原則として無料です。
※以下の場合におきましても、上記硬貨枚数に応じた両替手数料を申し受けます。
1. 多量硬貨による預金口座へのご入金
2. 預金口座からの多量硬貨のご出金
3. 多量硬貨でのお振込
※その他、詳細につきましては窓口にお問い合わせ下さい。

普通預金 (通帳不発行型) 手数料

切替手数料

切 替	手 数 料
無通帳型 → 有通帳型	1冊につき550円
有通帳型 → 通帳不発行型	無 料

※有通帳型に切替えた場合、切替以前のお取引については通帳への記帳がされませんのでご注意ください。

カード利用手数料

■ カード利用手数料 (当金庫のATMをご利用した場合の1件につき)

	利用日・時間 ^(※1)	ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード(MICS)	入金ネット加盟金融機関カード
		支払・入金	支払・入金	支払	入金
平日	8:45~18:00	無料	110円	110円	110円
	8:00~ 8:45 18:00~21:00		220円	220円	220円
土曜日	9:00~14:00		110円	220円(※2)	220円(※2)
	14:00~19:00		220円		
日曜・祝日	9:00~19:00		220円	220円(※2)	220円(※2)

※1 CD/ATMは、店舗により稼働時間が異なります。

※2 関係法令に従い一部のお客様につきましては上記手数料が減額となる場合があります。

■ セブン銀行ATM利用手数料(ろうきんカードご利用時)

		7:00~19:00	19:00~7:00
預金のお引出し カードローン のお借入れ	平日	無料	110円
	土曜日		
	日曜・祝日		
預金のお預入れ カードローン返済 残高のご照会	平日	無料	
	土曜日		
	日曜・祝日		

※19:00~7:00まではお引出し手数料が必要になりますが、即時、お客様の普通預金(貯蓄預金)口座に全額キャッシュバックいたします。(セブン銀行ATMは、一部設置されていない地域・店舗があります。)

■ イオン銀行ATM利用(入金・支払)手数料(ろうきんカードご利用時)

曜日	時刻 ^(※)	手数料
月曜日	8:00~23:00	無料
火~金曜日	1:00~23:00	
土曜日	8:00~21:00	
日曜日		
12月31日~1月3日		
5月3日~5月5日		

※ATMの稼働時間は、設置場所によりお取扱いが異なる場合があります。

■ イーネット及びローソン銀行及びVIEW ALTTE(ろうきんカードご利用時)

	イーネット及びローソン銀行	VIEW ALTTE(ビューアルッテ)	手数料
預金等のお引出し	0:00~24:00 ^(※1)	始発~終電 ^(※2)	無料
預金等のお預入れ	0:00~24:00 ^(※1)	お取扱いできません	
残高のご照会	0:00~24:00 ^(※1)	始発~終電 ^(※2)	

※1 店舗によりATMを設置していない場合や稼働時間等お取扱いが異なる場合があります。

※2 VIEW ALTTEにつきましてはカードローン(貸越)のお取扱いができません。

その他の手数料

■ 預金

種類	手数料	
小切手帳発行手数料(1冊50枚綴り)	550円	
自己宛小切手発行手数料(1枚につき)	550円	
手形帳発行手数料(1冊50枚綴り)	約束手形	550円
	為替手形	550円
マル専手形用紙代金(1冊)	550円	

■ 融資

種類	手数料	
選択宣言 全額償還手数料(変動金利除く)	33,000円	
NPOローン有担保 全額償還手数料	33,000円	
不動産担保ローン 取扱手数料	会員労働組合にご加入の方	11,000円
	会員労働組合に未加入の方	22,000円
住宅ローン約定変更手数料 (長プラ連動型から労プラ連動型への変更)	5,500円	

■ その他

種類	手数料	
口座管理手数料	封緘方法(保管袋1個当り)	550円
	公共債預り料(年間)	無料
ろうきんダイレクト利用手数料(年間)	無料	
団体向けIB利用手数料(月額)	無料	
団体向けIB・インターネットFB利用手数料(月額)	無料	
団体向けIB・パスワード生成機追加発行・再発行手数料	1,650円	
ファームバンキング利用手数料(月額)	3,300円	
夜間金庫	基本料金(月額)	2,200円
	取扱手数料(入金帳1冊)	3,300円
貸金庫 ^(※)	小型(年間)	7,700円
	中型(年間)	9,900円
	大型(年間)	13,200円
	カード再発行手数料	550円

※設置店舗は本店営業部、上田支店、飯田支店、諏訪湖支店、長野東支店となります。

■ 個人情報開示請求手数料

	開示項目	手数料	
基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・会員組合(会員団体名)	依頼書1通につき	1,100円
	預金残高・借入残高	1口座1基準日毎	550円
加算手数料	取引履歴	1口座1か月 ^(※) 毎	550円
	その他	1項目毎	1,100円

※期間は暦月ベースで計算いたします。

35、36ページの手数料について

- ☆ 障がいをお持ちのお客様については、黄色網掛部分以外の個人取引の手数料が無料となります。くわしくは、店頭窓口にお問い合わせください。
- ☆ 上記の各種手数料には消費税(消費税率7.8%および地方消費税率2.2%の合計消費税率10%)を含んでいます。
- ☆ 各種手数料および上記に記載のない事務取扱手数料等につきましては、店頭窓口までお問い合わせください。

ATM利用手数料還元サービス

ATM利用手数料還元サービスにより、他金融機関ATMでのお引出しにおける手数料の全額をキャッシュバックいたします。「お引出し」はお近くのATMをご利用ください。



『お引出し』はお近くのコンビニATMで

- 長野ろうきんのカードなら、全国のろうきんはもちろん、銀行・信用金庫・JA/バンクなどMICS加盟の提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニATM(セブン銀行・イーネット・ローソン銀行等)、イオン銀行、JR東日本の駅構内にあるビューカードATMがご利用いただけ、しかもお引出し手数料は即時、**全額をキャッシュバック**。つまり、お引出し手数料は実質**無料**です。(一旦、手数料をお預かりしますが、直後に全額ご返金いたします)
- ※ 長野ろうきんのキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)・ローンカードがキャッシュバックサービスの対象となります。
- ※ ATMの設置場所及び利用時間については、各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ※ 毎月第1・第3月曜日の2:00から6:00、またハッピーマンデー前日の21:00から翌朝6:00は、定期システムメンテナンスのため、セブン銀行をはじめ、すべてのATMでろうきんのカードがご利用いただけません。
- ※ サービスの詳細は、店頭・ホームページでご確認ください。

店舗外ATMのご案内 (2021年7月1日現在)

※各営業店のATM設置場所については、38ページの各店舗の所在地をご覧ください。

長野県庁ATM



土 日曜祝日
長野市大字南長野字幅下692-2

飯山本町ATM



土
飯山市大字飯山1194-1

諏訪市役所ATM



土 日曜祝日
諏訪市高島1-22-30

土 土曜日でもご利用いただけます。
日曜祝日 日曜日・祝日もご利用いただけます。

お取引内容・サービスのご案内

主なお取引内容	主なサービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ● お預け入れ ● お振込み ● 定期お預け入れ、ご解約 	<ul style="list-style-type: none"> ● お引き出し ● 残高照会 ● 通帳記帳 ● 暗証番号変更 ● 通帳繰越 ● 支払限度額減額変更

※お振込みは当日振込時間(平日8:00~15:00)外は翌営業日の振込予約となります。
※通帳繰越は普通預金のみのお取扱いとなります。
※支払限度額変更は、引下げのみ可能です。
※お取引・サービス内容の詳細は窓口までお問い合わせください。

ATM営業時間

	平日	土曜日	日曜日・祝日	
店舗ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
店舗外ATM	長野県庁ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	
	飯山本町ATM	9:00~19:00	9:00~17:00	取扱なし
	諏訪市役所ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

※本店営業部のATMは平日21:00までご利用いただけます。
※次の店舗のATMは平日20:00までご利用いただけます。
南松本出張所、大町支店、上田支店、伊那支店、伊北出張所、須坂支店、諏訪湖支店、佐久支店、長野東支店、松本支店、更埴支店
※飯山本町の店舗外ATMは12/31、1/1~1/3休止となります。
※長野県庁・諏訪市役所の店舗外ATMは1/1~1/3休止。12/31は9:00~19:00までとなります。

長野県労働金庫の概要 店舗のご案内

2021年7月1日現在

店舗のご案内

1 本店営業部



長野市県町523
TEL (026) 237-3737

2 本店営業部稲里出張所



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600

3 長野東支店



長野市高田598-1
TEL (026) 241-1231

4 須坂支店



須坂市馬場町1217-20
TEL (026) 245-1419

5 中野支店



中野市三好町1-4-6
TEL (0269) 26-0222

6 更埴支店



千曲市杭瀬下3-21
TEL (026) 273-2323

7 上田支店



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 22-2218

8 丸子支店



上田市長瀬2998-1
TEL (0268) 35-1122

9 小諸支店



小諸市相生町3-1-1
TEL (0267) 22-4500

10 佐久支店



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-4500

11 松本支店



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 35-3111

12 松本支店南松本出張所



松本市双葉12-6-2
TEL (0263) 26-3440

13 塩尻支店



塩尻市大門六番町3-13
TEL (0263) 53-5588

14 大町支店



大町市大町3173-2
TEL (0261) 22-3113

15 あづみ野支店



安曇野市豊科4622-8
TEL (0263) 72-3222

16 福島支店



木曾郡木曾町福島5335-2
TEL (0264) 22-2355

17 諏訪湖支店



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 22-1000

18 茅野支店



茅野市塚原1-14-40
TEL (0266) 72-2000

19 伊那支店



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 72-7266

20 伊那支店伊北出張所



上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL (0265) 70-6880

21 駒ヶ根支店



駒ヶ根市赤穂10747-6
TEL (0265) 82-6555

22 飯田支店



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 22-4100

長野県労働金庫 本部

長野市県町523
TEL (026) 237-3700

インターネット長野支店

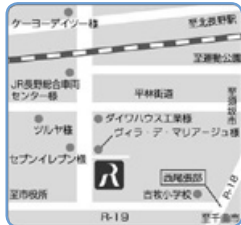
長野市県町523
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>
(金庫ホームページアドレス)

※当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

ローンセンターのご案内

県下9か所に展開するローンセンターでは、経験豊かな専門スタッフが、住宅・土地購入資金、リフォーム、住宅ローンの借換、カーローン、教育資金、返済計画の見直しなど、あらゆるローンに関するご相談にお応えします。

■ ローンセンター長野東 ■ ローンセンター稲里 ■ ローンセンター上田 ■ ローンセンター佐久 ■ ローンセンター松本大手



長野市高田598-1
TEL (026) 263-3688



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 29-8800



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-8591



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 34-0088

■ ローンセンター松本双葉 ■ ローンセンター諏訪湖 ■ ローンセンター伊那 ■ ローンセンター飯田



松本市双葉12-62
TEL (0263) 28-1822



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 24-8080



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 77-0023



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 48-8188

営業のご案内

営業時間		定休日
平日	9:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ● 祝日及び振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業） ● 年末年始（12月31日～1月3日） ● ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）
土・日曜日	9:00～15:00	

※土・日曜日の営業はローンセンターのみとなります。
※最新の情報は最寄りの店舗もしくはホームページにおいてご確認をお願いいたします。

店舗のご案内MAP

中信地区

- 1 松本支店（ローンセンター松本大手）
- 2 松本支店南松本出張所（ローンセンター松本双葉）
- 3 塩尻支店
- 4 大町支店
- 5 あづみ野支店
- 6 福島支店

南信地区

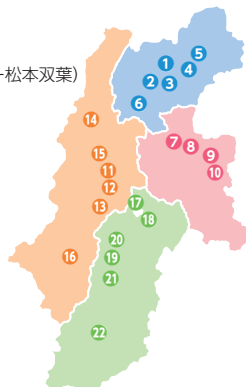
- 7 諏訪湖支店（ローンセンター諏訪湖）
- 8 茅野支店
- 9 伊那支店（ローンセンター伊那）
- 10 伊那支店伊北出張所
- 11 駒ヶ根支店
- 12 飯田支店（ローンセンター飯田）

北信地区

- 1 本店営業部
- 2 本店営業部稲里出張所（ローンセンター稲里）
- 3 長野東支店（ローンセンター長野東）
- 4 須坂支店
- 5 中野支店
- 6 更埴支店

東信地区

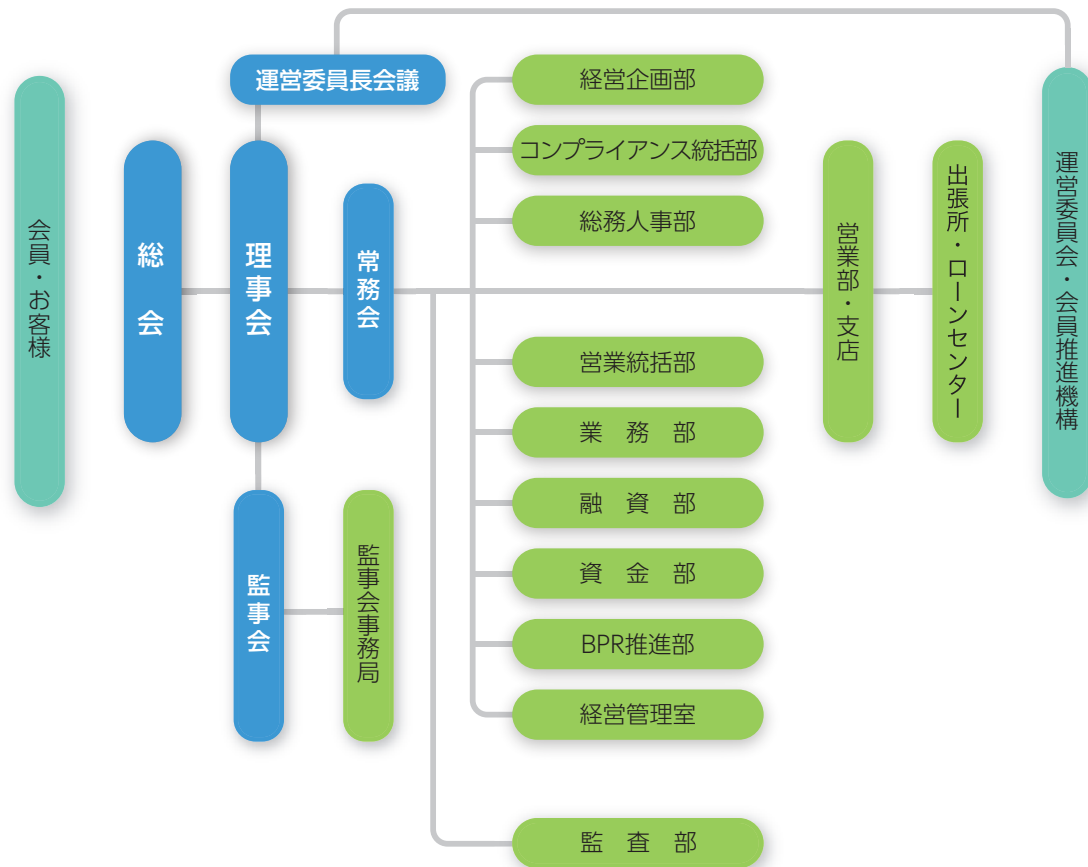
- 7 上田支店（ローンセンター上田）
- 8 丸子支店
- 9 小諸支店
- 10 佐久支店（ローンセンター佐久）



組織・役員体制

2021年6月23日現在

組織



役員

理事長	小池 政和	電機連合長野地方協議会	理事	西澤 忠司	自治労長野県本部
専務理事	西村 良隆	員外	理事	濱 文智	アルピコ労働組合諏訪バス支部
常務理事	西澤 順一	員外	理事	湯本 憲正	長野県職員労働組合
常勤理事	宮 沢 彰	員外			
理事	伊藤 健太	富士電機パワーセミコンダクタ労働組合大町支部	常勤監事	相澤 裕治	員外
理事	小倉 康男	JAM松山労働組合	監事	清水 洋周	小諸村田製作所労働組合
理事	篠原 孝広	員外	監事	竹村 進	JAM多摩川精機労働組合
理事	武田 彰	JAM甲信	監事	藤網 みどり	長野県教職員組合
理事	中村 廣明	日本電産サンキョー労働組合	監事	山崎 勝巳	員外

常勤役員等の兼職

労働金庫法第35条（兼職または兼業の制限）第1項における内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

長野県労働金庫の概要 沿革・歩み

2021 DISCLOSURE

年	月	事項
1951年 (S26)	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
1952年 (S27)	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
	4月	第1回通常総会
1953年 (S28)	10月	労働金庫法施行
1954年 (S29)	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
	7月	預金量1億円突破
1961年 (S36)	12月	預金量10億円突破
1967年 (S42)	11月	ろうきん奨学会設立
1970年 (S45)	8月	NCR42号機導入(普通預金初の機械化)
1971年 (S46)	7月	預金量100億円突破
1972年 (S47)	1月	全国労金統一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
1977年 (S52)	12月	長野県収納代理金融機関の指定
1981年 (S56)	8月	全店でオンラインスタート
	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
1982年 (S57)	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
	7月	CD全店で稼働開始
1984年 (S59)	9月	全銀データ通信システムへ加盟
1987年 (S62)	9月	マイプラン取扱開始
1988年 (S63)	4月	国債窓販業務取扱開始
1989年 (H元)	7月	預金量2,000億円突破
1990年 (H 2)	7月	全国キャッシュサービス(MICS)加入
1991年 (H 3)	2月	カーローン「車天狗」特別キャンペーン
	5月	「サンデーバンキング」スタート
	7月	融資量1,000億円突破
	11月	「ろうきんビル」オープン
1992年 (H 4)	5月	全国統一オンラインシステム(ユニティ)移行
1994年 (H 6)	12月	預金量3,000億円突破
1995年 (H 7)	6月	固定・変動選択型住宅ローン「選択宣言」発売
	8月	融資量1,500億円突破
1996年 (H 8)	4月	「ホリデーバンキング」スタート
	4月	「ローンセンター長野」オープン
1998年 (H10)	9月	融資量2,000億円突破
	1月	郵便局ATMとのオンライン提携スタート
1999年 (H11)	10月	投資信託窓口販売業務の開始
	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始 デビットカードサービスの開始
2000年 (H12)	10月	「ローンセンター松本」オープン 創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
	6月	創立50周年記念式典 預金量4,000億円突破 NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
2001年 (H13)	10月	インターネットバンキングのサービス開始
2002年 (H14)	10月	「ローンセンター上田」オープン
2003年 (H15)	5月	ユニティ新システムスタート
2004年 (H16)	1月	MPN(バイジー)スタート
	6月	セブン銀行とのATM提携
	9月	「ローンセンター松本」移転オープン
2005年 (H17)	10月	「ローンセンター稲里」オープン
	3月	ろうきん法人版インターネットバンキング・ 個人向け国債取扱開始 決済用預金(普通預金無利息型)取扱開始
	4月	「フラット35」取扱開始
2006年 (H18)	10月	ローンセンター長野・上田・松本 日曜・祝日営業開始 住宅ローン「全期間固定金利型」(20年以内まで)取扱開始
	11月	ろうきん住宅ローン総合保険取扱開始
	1月	四業態相互入金業務提携制度開始
	5月	「年金指定定期預金」発売
2007年 (H19)	6月	投資信託全店取扱開始 「ローンセンター佐久」オープン ICカード取扱開始
	7月	「災害救援ローン」取扱開始
	4月	「NPOサポートローン」取扱開始 投資信託「定時定額買付サービス」取扱開始
2008年 (H20)	6月	住宅ローン「全期間固定金利型35年以内」取扱開始
	7月	フリーローン「MATCH」取扱開始 継続支援融資「アシスト」取扱開始
2009年 (H21)	4月	住宅ローン「保証料0宣言」取扱開始
	5月	「お客さま相談窓口」開設
	9月	「伊那支店」新築移転 「ローンセンター伊那」オープン イオン銀行とのATM相互提携取扱開始
	11月	「天狗4兄弟」取扱開始
2010年 (H22)	12月	「就職安定資金融資」取扱開始
	1月	「長野県勤労者生活資金緊急融資」取扱開始
	4月	全労済共済代理業務開始
	7月	預金量5,000億円突破
2011年 (H23)	9月	住宅ローン「全期間変動金利型」取扱開始
	12月	融資量3,000億円突破
	2月	ATM利用手数料還元サービス開始
	3月	「上田支店」「ローンセンター上田」新築移転
2012年 (H24)	10月	「諏訪湖支店」「ローンセンター諏訪湖」オープン
	5月	「長野東支店」「ローンセンター長野東」新築移転
	8月	障がいをお持ちのお客さまに対する各種手数料の無料化開始
	10月	「飯田支店」新築移転 「ローンセンター飯田」オープン 「求職者支援資金融資」取扱開始
2013年 (H25)	11月	創立60周年記念事業展開
	6月	創立60周年記念式典
	10月	「相続定期預金」取扱開始 「教育・子育て世代応援ローン」取扱開始
	11月	カードローン「マイプラン」リニューアル
2014年 (H26)	6月	「コープローン」取扱開始
	10月	わたしの積立ろうきん「chou-chouシリーズ」取扱開始
2015年 (H27)	1月	アール・ワンシステム移行完了
	9月	ろうきんビジョンの公表
	1月	「夫婦連生団信」取扱開始
	4月	「教育・子育て世代応援定期」取扱開始
2016年 (H28)	7月	預金量6,000億円突破
	8月	女性向け専用ローンろうきん「chou-chouカード」 ろうきん「chou-chouYELL」発売
	9月	教育ローン「カード型」発売
	10月	ローンセンターの営業日・営業時間統一
2017年 (H29)	2月	住宅ローン「ふわっと500」取扱開始
	3月	コンビニATM等提携拡大
	4月	長野ろうきん「こども基金」取組み開始
	5月	「小諸支店」新築オープン
2018年 (H30)	6月	NPO自動寄付システム取扱開始
	10月	就職内定者向けローン取扱開始
	11月	「大町支店」新築移転
	1月	100年続く 長野ろうきんビジョン制定 「個人型確定拠出年金(iDeCo)利用対象者の拡大
2019年 (H31)	8月	インターネットバンキング投資信託取扱開始
	11月	「ローンセンター松本大手」オープン フリーローン(Web)取扱開始
	1月	無担保住宅ローン取扱開始
2020年 (R 2)	10月	長野県立大学留学金資金支援融資取扱開始
	12月	車天狗(Web完結型)取扱開始
2021年 (R 3)	4月	福島支店リニューアルオープン
	6月	「会員協働教育融資制度」取扱開始
	10月	ろうきんアプリ取扱開始 ろうきんカードローン 「マイプランWeb完結型」取扱開始
2022年 (R 4)	11月	退職者専用エース預金 「マスターライフ100」取扱開始
	4月	預金量7,000億円突破 「新型コロナウイルス緊急生活応援融資」取扱開始
2023年 (R 5)	4月	「ろうきん後見制度支援預金」取扱開始

ろうきんの理念／経営計画

事業概要等

業務のご案内

長野県労働金庫の概要

長野県労働金庫の財務データ

全国労働金庫の概況

全国労働金庫の概況

(2021年3月末現在)
(単位:百万円)

金庫数	13金庫
店舗数	608店舗
出資金	972億円
会員数	114,940会員
うち団体会員数	50,139会員
うち個人会員数	64,801会員
間接構成員数	11,670,456人
常勤役員数	109人
職員数	11,231人

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	1,054,731	759,648
東北	2,186,150	1,279,023
中央	6,671,163	4,580,130
新潟県	864,315	378,319
長野県	724,742	390,245
静岡県	1,175,922	898,842
北陸	792,367	448,505
東海	1,944,001	1,558,341
近畿	2,323,714	1,432,643
中国	1,233,621	792,518
四国	636,616	409,815
九州	1,993,463	1,508,241
沖縄県	301,808	201,170
合計	21,902,618	14,637,446

* 預金残高は譲渡性預金を含みます。

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

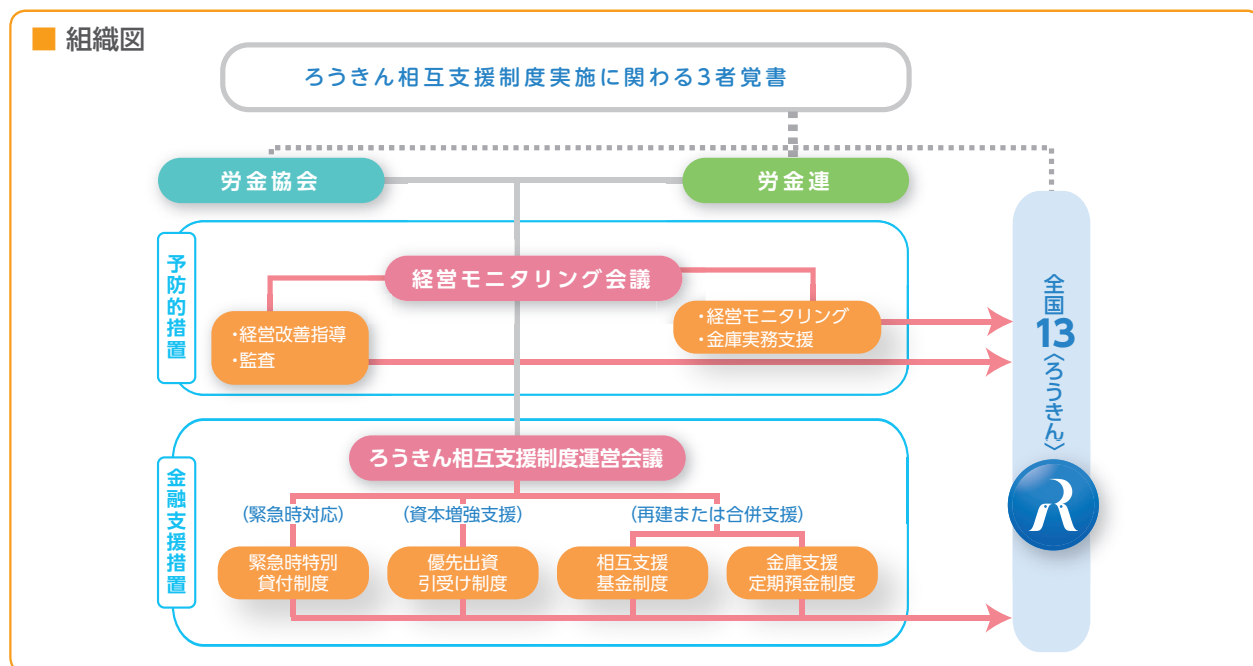
1番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改

善をはかることとしています。

また、労働金庫監査機構は、全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

■ 組織図



2021

ディスクロージャー誌 財務データ

～経営状況～

● 貸借対照表	44
● 損益計算書	45
● 剰余金処分計算書	45
● 経営指標	48
● 自己資本比率	48
● 預金	57
● 預金及び貸出金にかかる指標	57
● 貸出金	58
● 資産査定に係る各種基準の比較	59
● リスク管理債権及び同債権に対する保全状況	60
● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	60
● 会員・出資金	61
● 有価証券に関する指標	61
● 有価証券の時価情報	62
● 金銭の信託の時価情報	63
● デリバティブ取引等	63
● 窓口販売・職員の状況等	63
● 報酬等に関する事項	64

当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。
連結対象となる会社等を保有していないため、連結情報はありません。

●金額、比率の表示方法

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」の規定に基づくものについては、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。
(ただし、官庁報告に関わる諸比率等については、そのまま記載しています。)

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

長野県労働金庫の財務データ

貸借対照表

(単位：千円)

(単位：千円)

資産の部	2019年度末	2020年度末
現金	4,610,612	4,874,704
預け金	131,173,930	126,104,052
買入金銭債権	997,200	902,711
金銭の信託	451,312	451,320
有価証券	266,336,371	275,044,096
国債	93,008,550	84,664,550
地方債	777,392	99,840
社債	106,314,417	126,351,835
投資信託	29,414,180	29,533,368
株式	254,330	296,910
外国証券	31,763,947	32,096,452
その他の証券	4,803,554	2,001,140
貸出金	379,427,971	390,245,207
手形貸付	5,933,565	4,654,764
証書貸付	358,029,982	371,142,938
当座貸越	15,464,424	14,447,504
その他資産	5,956,150	5,118,088
未決済為替貸	19,019	26,431
労働金庫連合会出資金	3,900,000	3,900,000
前払費用	12,841	13,951
未収収益	1,069,939	1,063,117
先物取引差金勘定	600	—
その他の資産	953,749	114,587
有形固定資産	3,656,495	3,665,987
建物	1,740,413	1,649,291
土地	1,603,455	1,603,455
建設仮勘定	—	16,800
その他の有形固定資産	312,626	396,439
無形固定資産	71,292	60,749
ソフトウェア	70,773	60,332
その他の無形固定資産	519	416
前払年金費用	78,474	55,310
債務保証見返	58,194	43,204
貸倒引当金	△20,811	△20,773
(うち個別貸倒引当金)	(△17,625)	(△17,353)
合計	792,797,194	806,544,660

負債の部及び純資産の部	2019年度末	2020年度末
預金積金	684,688,412	715,115,303
当座預金	16,102	4,731
普通預金	158,105,519	178,167,999
貯蓄預金	190,907	205,328
別段預金	24,982	41,901
定期預金	526,350,900	536,695,342
譲渡性預金	10,385,727	9,626,913
借入金	36,400,000	17,200,000
借入金	36,400,000	17,200,000
その他負債	2,949,194	1,855,121
未決済為替借	9,060	13,140
未払費用	638,010	431,041
未払法人税等	248,535	294,218
前受収益	26,976	19,340
払戻未済金	6,281	12,475
払戻未済持分	300	276
金融派生商品	1,800	—
その他の負債	2,018,230	1,084,628
代理業務勘定	8,692	9,015
賞与引当金	182,310	183,142
役員賞与引当金	5,033	5,033
退職給付引当金	1,802,808	1,792,953
役員退職慰労引当金	50,175	48,606
睡眠預金払戻損失引当金	252,988	224,133
繰延税金負債	1,290,919	2,052,110
債務保証	58,194	43,204
負債の部合計	738,074,455	748,155,536
出資金	2,454,052	2,441,577
普通出資金	2,454,052	2,441,577
利益剰余金	47,197,620	48,167,597
利益準備金	2,460,323	2,454,052
その他利益剰余金	44,737,297	45,713,545
特別積立金	43,121,550	44,019,512
(特別積立金)	(5,300,000)	(5,300,000)
(機械化積立金)	(3,600,000)	(3,600,000)
(金利変動等準備積立金)	(17,530,000)	(17,930,000)
(配当準備積立金)	(230,000)	(230,000)
(経営基盤強化積立金)	(16,450,000)	(16,950,000)
(圧縮記帳積立金)	(11,550)	(9,512)
当期末処分剰余金	1,615,746	1,694,032
会員勘定合計	49,651,672	50,609,174
その他有価証券評価差額金	5,071,066	7,779,948
評価・換算差額等合計	5,071,066	7,779,948
純資産の部合計	54,722,738	58,389,123
合計	792,797,194	806,544,660

損益計算書

(単位：千円)

科目	2019年度	2020年度
経常収益	9,299,734	9,129,892
資金運用収益	8,563,556	8,389,267
貸出金利息	5,362,152	5,331,942
預け金利息	425,966	402,678
有価証券利息配当金	2,612,853	2,487,160
その他の受入利息	162,584	167,486
役務取引等収益	290,790	264,152
受入為替手数料	91,344	90,683
その他の役務収益	199,445	173,469
その他業務収益	411,673	395,180
外国為替売買益	3	-
国債等債券売却益	34,864	62,743
その他の業務収益	376,805	332,436
その他経常収益	33,714	81,291
貸倒引当金戻入益	1,112	37
株式等売却益	18,281	64,120
金銭の信託運用益	-	8
その他の経常収益	14,320	17,124
経常費用	7,848,404	7,519,007
資金調達費用	384,683	329,751
預金利息	382,417	328,082
譲渡性預金利息	1,671	1,094
債券貸借取引支払利息	594	574
役務取引等費用	1,224,087	1,228,964
支払為替手数料	361,531	328,078
その他の役務費用	862,555	900,886
その他業務費用	335,074	131,986
国債等債券売却損	226,452	82,678
国債等債券償還損	69,012	48,693
国債等債券償却	39,419	-
その他の業務費用	190	615
経費	5,846,475	5,783,974
人件費	3,259,109	3,284,165
物件費	2,542,758	2,456,402
税金	44,607	43,406
その他経常費用	58,084	44,328
株式等売却損	38,977	3,934
金銭の信託運用損	12,241	-
その他資産償却	46	55
退職手当金	31	539
その他の経常費用	6,787	39,799
経常利益	1,451,330	1,610,885
特別利益	143,697	-
固定資産処分益	8,617	-
退職一時金制度清算益	135,080	-
特別損失	58,937	621
固定資産処分損	58,937	621
税引前当期純利益	1,536,090	1,610,263
法人税、住民税及び事業税	355,614	384,439
法人税等調整額	65,364	22,314
法人税等合計	420,979	406,753
当期純利益	1,115,111	1,203,510
繰越金（当期末残高）	500,635	490,522
当期末処分剰余金	1,615,746	1,694,032

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

項目	2019年度 (総会承認日2020年6月23日)	2020年度 (総会承認日2021年6月23日)
当期末処分剰余金	1,615	1,694
当期純利益	1,115	1,203
繰越金（当期末残高）	500	490
利益準備金取崩額	6	12
金利変動等準備積立金取崩額	-	3,930
圧縮記帳積立金取崩額	2	1
計	1,624	5,638
剰余金処分額	1,133	5,113
出資配当金	73	73
利用分量配当金	160	160
金利変動等準備積立金	400	-
経営基盤強化積立金	500	350
健全性確保積立金	-	4,500
地域社会活動準備積立金	-	30
繰越金（当期末残高）	490	525

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2021年5月28日に監事の監査を受けております。また、同年6月23日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）を置き、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2021年5月21日に受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2021年6月24日

長野県労働金庫

理事長 小池 政和

長野県労働金庫の財務データ

注記事項

●貸借対照表

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める固定資産等取組細則に基づき定率法(ただし、1998(平成10)年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～39年
その他 5年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理。
(2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるおります。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 6,409,704千円
有形固定資産の圧縮記帳額 21,493千円
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 107,871千円
- 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は262,007千円、延滞債権額は1,820,077千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といふ。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は63,993千円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,257千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,133,335千円です。
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- 担保に供している資産
日銀資金供給見合い貸付にかかる借入、為替決済取引及び手形交換取引等の担保として預け金41,815,100千円を、先物取引証拠金の代用として有価証券400,000千円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金保証金9,546千円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 23,914円51銭
- 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、主にその他目的で保有しております。有価証券は、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理計画に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理室において金融資産及び負債の金利リスクや期間のミスマッチを総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎に理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する諸規程に従い管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理計画、資金運用計画に基づき、資金運用に関する諸規程に従い管理しております。
このうち、資金部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する管理諸規程に基づき管理しております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融資産、金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、評価損益を含めたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年間)により算出しており、2021年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,358百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して適切に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	4,874,704	4,874,704	—
(2) 預け金	126,104,052	126,364,184	260,132
(3) 買入金銭債権	902,711	902,711	—
(4) 金銭の信託	451,320	451,320	—
(5) 有価証券	—	—	—
(6) 貸出金	390,245,207	392,591,460	2,346,253
貸倒引当金(※)	△20,773	—	20,773
	390,224,434	392,591,460	2,367,025
金融資産計	797,416,953	800,044,112	2,627,158
(1) 預金預金	715,115,303	715,294,295	178,992
(2) 譲渡性預金	9,626,913	9,626,483	△429
(3) 借入金	17,200,000	17,200,000	—
金融負債計	741,942,216	742,120,779	178,562

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 現金
現金については、当該帳簿価額を時価としております。
- 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- 買入金銭債権
企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、情報ベンダー等から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、コールローン及び金融機関預け金については、約定期間が短期間又は満期がなく、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(6) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債
(1) 預金積金及び(2) 譲渡性預金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	184,366
出資金（※）	3,900,000
合計	4,084,366

※非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	償還予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券	16,800,000	65,833,528	22,932,130	134,149,948
その他有価証券のうち満期があるもの	16,800,000	65,833,528	22,932,130	134,149,948

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	返済予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	431,717,280	281,040,190	2,357,832	-
譲渡性預金	9,326,913	300,000	-	-
借入金	17,200,000	-	-	-
合計	458,244,193	281,340,190	2,357,832	-

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりです。これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

	種類	時価のあるもの		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	112,544	45,338	67,205
	債券	186,316,206	180,984,975	5,331,231
	国債	83,157,800	79,178,941	3,978,858
	地方債	-	-	-
	社債	103,158,406	101,806,033	1,352,373
	外国証券	24,208,265	23,906,820	301,445
	投資信託	25,545,391	20,152,954	5,392,437
	その他の証券（※）	2,001,140	2,000,000	1,140
	小計	238,183,548	227,090,088	11,093,459
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-
債券		24,800,018	25,017,918	△217,900
国債		1,506,750	1,507,378	△628
地方債		99,840	100,000	△160
社債		23,193,428	23,410,540	△217,112
外国証券		7,888,186	7,933,919	△45,732
投資信託		3,987,976	4,037,321	△49,344
その他の証券（※）		902,711	908,160	△5,448
小計	37,578,893	37,897,319	△318,426	
合計	275,762,441	264,987,408	10,775,032	

※その他の証券には、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却益の合計額		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	11,061	511	57
債券	17,608,946	57,672	61,523
国債	14,005,355	49,940	59,465
社債	3,603,591	7,731	2,058
外国証券	497,250	-	2,750
投資信託	1,328,786	68,680	22,282
合計	19,446,043	126,864	86,612

28. 金銭の信託の保有目的別内訳

	保有目的別内訳	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	451,320	-

29. 有価証券の貸付
消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に25,370,600千円含まれております。

30. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は74,069,437千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは、25,404,046千円です。これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち48,665,390千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	494,138 千円
減損損失	282,470
減価償却限度超過額	188,558
景品交換費用損金否認額	128,667
その他有価証券評価差額金	62,273
その他	226,483
繰延税金資産小計	1,382,591
評価性引当額	△359,130
繰延税金資産合計	1,023,461
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,057,357
前払年金費用	15,243
固定資産圧縮記帳積立金	2,970
繰延税金負債合計	3,075,571
繰延税金負債の純額	2,052,110 千円

以上

●損益計算書

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 492円1銭

以上

経営指標

●主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	9,201	9,430	9,630	9,299	9,129
経常利益	1,304	1,438	1,528	1,451	1,610
当期純利益	867	1,046	1,076	1,115	1,203
純資産額	52,553	54,472	57,169	54,722	58,389
総資産額	709,463	753,353	775,998	792,797	806,544
預金積金残高	624,337	645,650	665,592	684,688	715,115
貸出金残高	327,299	345,170	360,790	379,427	390,245
有価証券残高	246,443	262,602	262,849	266,336	275,044
出資総額	2,473	2,464	2,460	2,454	2,441
出資総口数(口)	2,473,558	2,464,559	2,460,323	2,454,052	2,441,577
出資に対する配当金	74	73	73	73	73
職員数(人)	385	384	374	376	377
単体自己資本比率(%)	13.02	11.87	11.81	11.08	10.98

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算出しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2019年度	2020年度
業務粗利益	7,322	7,358
業務粗利益率	0.94	0.92
業務純益	1,546	1,634
実質業務純益	1,546	1,634
コア業務純益	1,846	1,702
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,817	1,702
資金運用収支	8,179	8,059
役務取引等収支	△933	△964
その他業務収支	76	263
資金運用勘定平均残高	772,813	795,549
資金運用収益(受取利息)	8,563	8,389
資金運用収益増減(△)額	△199	△174
資金運用利回	1.10	1.05
資金調達勘定平均残高	729,254	751,530
資金調達費用(支払利息)	384	329
資金調達費用増減(△)額	△78	△54
資金調達利回	0.05	0.04
資金調達原価率	0.84	0.80
資金利鞘	0.26	0.25
総資産経常利益率	0.18	0.19
総資産当期純利益率	0.14	0.14
総資産業務純益率	0.19	0.20
純資産経常利益率	2.66	2.76
純資産当期純利益率	2.04	2.06
純資産業務純益率	2.83	2.80

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

- 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
- 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
- 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
- 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
- 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率} = \frac{\text{総資産(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(又は純益率)

$$\text{純資産(純)利益率} = \frac{\text{純資産(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

(又は純益率)

自己資本比率(単体)

●自己資本の充実の状況

(単位：%)

項目	2019年度末	2020年度末
単体自己資本比率(国内基準)	11.08	10.98

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算出しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

- 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計。
- 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計。
- 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額。
- 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法

粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.98%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実努めてまいります。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	前期末 (2019年度末)	当期末 (2020年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,418	50,376
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,454	2,441
うち、利益剰余金の額	47,197	48,167
うち、外部流出予定額(△)	233	233
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	49,421	50,379
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	44
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	44
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	56	40
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	108	84
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	49,312	50,295
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	429,943	442,972
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△601	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△601	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,845	14,839
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	444,788	457,812
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	11.08	10.98

長野県労働金庫の財務データ

〔用語解説〕

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された自己資本比率告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧自己資本比率告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額又は2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用又は損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧自己資本比率告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された自己資本比率告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。当金庫では土地の再評価は実施しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された自己資本比率告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通	①発行主体：長野県労働金庫
出資	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,441百万円

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	前期末 (2019年度末)		当期末 (2020年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	429,943	17,197	442,972	17,718
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	426,980	17,079	440,965	17,638
ソブリン向け (注4)	3,854	154	4,286	171
金融機関向け	156,818	6,272	153,439	6,137
事業法人等向け	19,227	769	26,677	1,067
中小企業等・個人向け	184,253	7,370	197,421	7,896
抵当権付住宅ローン	45,589	1,823	43,610	1,744
不動産取得等事業向け	141	5	413	16
延滞債権 (注5)	392	15	264	10
その他 (注6)	16,702	668	14,852	594
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	1,214 (-)	48 (-)	391 (-)	15 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	2,347	93	1,616	64
ルック・スルー方式 (注8)	2,255	90	1,523	60
マンドート方式 (注9)	91	3	92	3
蓋然性方式 (250%) (注10)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%) (注11)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの額	△601	△24	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	3	0	-	-
オペレーショナル・リスク (B) (注14)	14,845	593	14,839	593
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	444,788	17,791	457,812	18,312

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。

- 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
- 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産、固定資産等です。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
- 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

- 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%又は400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%又は400%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
- 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
- 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
- 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2020年度末の当金庫の自己資本比率は10.98%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、複数年の中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

長野県労働金庫の財務データ

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

● 地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
国内	765,847	781,865	403,922	415,090	205,656	216,936	-	-	9,235	8,474	147,033	141,364	296	192
国外	45,176	46,330	24,149	25,370	20,990	20,907	-	-	-	-	35	52	-	-
合計	811,023	828,196	428,071	440,461	226,647	237,843	-	-	9,235	8,474	147,068	141,416	296	192

● 業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
製造業	7,114	8,911	-	-	6,900	8,688	-	-	-	-	214	222	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	500	700	-	-	500	700	-	-	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	13,020	17,814	-	-	12,993	17,780	-	-	-	-	26	34	-	-
情報通信業	800	2,316	-	-	800	2,303	-	-	-	-	0	12	-	-
運輸業、郵便業	2,497	2,907	2	0	2,483	2,895	-	-	-	-	11	11	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	3,053	2,905	-	-	3,050	2,900	-	-	-	-	3	5	-	-
金融業、保険業	267,289	272,054	24,811	25,840	105,823	115,467	-	-	-	-	136,654	130,746	-	-
不動産業、物品賃貸業	9,087	9,812	245	68	3,100	3,999	-	-	5,739	5,739	2	5	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-
国・地方公共団体	93,733	85,114	2,600	1,877	90,997	83,109	-	-	-	-	135	127	-	-
個人	400,671	412,926	400,408	412,672	-	-	-	-	-	-	262	254	296	192
その他	13,252	12,730	1	0	-	-	-	-	3,496	2,735	9,754	9,994	-	-
合計	811,023	828,196	428,071	440,461	226,647	237,843	-	-	9,235	8,474	147,068	141,416	296	192

● 残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1、4)		債券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
期間の定めのないもの	60,657	62,905	-	-	23,300	21,300	-	-	9,235	8,474	28,122	33,130
1年以下	126,493	110,163	55,583	55,095	18,526	14,810	-	-	-	-	52,384	40,257
1年超3年以下	127,404	134,237	67,017	67,506	34,101	38,008	-	-	-	-	26,285	28,722
3年超5年以下	98,271	99,430	37,508	38,137	31,986	27,786	-	-	-	-	28,777	33,506
5年超7年以下	50,050	43,913	31,751	32,190	9,699	5,923	-	-	-	-	8,600	5,800
7年超10年以下	56,593	60,944	43,212	43,963	10,481	16,980	-	-	-	-	2,900	-
10年超	291,551	316,602	192,998	203,568	98,552	113,034	-	-	-	-	-	-
合計	811,023	828,196	428,071	440,461	226,647	237,843	-	-	9,235	8,474	147,068	141,416

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、その他資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。
 4. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「原契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しております。
 5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
一般貸倒引当金	3	3	3	3	-	-	3	3	3	3
個別貸倒引当金	18	17	-	-	-	-	1	0	17	17
合計	21	20	3	3	-	-	4	3	20	20

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	18	17	-	-	-	-	1	0	17	17	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18	17	-	-	-	-	1	0	17	17	-	-

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

長野県労働金庫の財務データ

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	122,844	122,844	323	114,588	114,911
10%	—	38,545	38,545	—	42,863	42,863
20%	17,931	157,322	175,254	45,701	128,613	174,315
35%	—	130,255	130,255	—	124,602	124,602
50%	24,523	—	24,523	35,546	—	35,546
75%	—	245,670	245,670	—	263,228	263,228
100%	7,342	18,801	26,143	8,918	16,829	25,748
150%	—	210	210	—	160	160
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	47,574	47,574	—	46,818	46,818
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	49,797	761,225	811,023	90,490	737,706	828,196

(注) 1. 格付けは、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法動案後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、常務会及び理事会に対する検討報告事項を設定し、定期的報告を行っています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
 一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権
 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	18,549	18,828	—	—	2	0	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	—	—	—	—	2	0	—	—
中小企業等・個人向け	18,429	18,760	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	120	68	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

<適格金融資産担保>

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。

担保については、適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に当たり、簡便手法を用いています。

<保証>

当金庫では、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている第三セクターに対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●与信相当額等

該当ございません。

●クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

資金運用関連の派生商品取引は与信限度枠を設定し、与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全本は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

●保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	5,806	—	2,910	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	1,000	—	908	—
自動車ローン	—	—	—	—
投資法人向けローン	4,805	—	2,001	—
その他	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	2019年度末	1,000	—	4	—
	2020年度末	908	—	3	—
15%～50%未満	2019年度末	3,803	—	23	—
	2020年度末	2,001	—	12	—
50%～100%未満	2019年度末	1,002	—	21	—
	2020年度末	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、資金運用委員会で協議し、投資限度額等を設定し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

●証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	10,776	10,776	13,233	13,233
非上場株式等	184	184	184	184
その他	3,900	3,900	3,900	3,900
合計	14,860	14,860	17,317	17,317

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託 (ETF、REIT) を計上しております。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
売却益	18	69
売却損	155	22
償却	39	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
評価損益	1,505	4,713

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「その他有価証券」については、「資金運用管理細則」にて対象商品、購入枠等を設定してリスクを限定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

また、時価を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「資産査定規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

長野県労働金庫の財務データ

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	前期末(2019年度末)	当期末(2020年度末)
ルック・スルー方式	18,002	15,615
マンデート方式	100	100
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2019年度末	2020年度末
VaR	12,546	2,821

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	16,849	17,784	75	0
2	下方パラレルシフト	0	0	553	573
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,849	17,784	553	573
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	50,295		49,312	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニの記号はこの告示の様式上に定められているものです。
3. 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。
4. 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的にALM委員会及び常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額であるΔEVE及び金利収益の変動額であるΔNIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBはΔEVE及びΔNIIを月次ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会に報告しております。

●金利リスクの算定方法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は6.57年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

金利リスクの算定に当たり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。

- 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては保守的に通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。

- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末のΔEVEは16,849百万円(前期末△934百万円)となりました。
- 計測値の解釈や重要性に関する説明

ΔEVEの計測値は、自己資本対比で33.50%です。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュエーション・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味(特に定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)
VaRは、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④その他のリスク(人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理計画のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、統括部署である経営管理室がオペレーショナル・リスク全体の総合的管理を行い、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及び今後の対応については、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会で協議し、四半期毎に理事会に報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

預金

●預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度末				2020年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	16	-	-	-	4
普通預金	142,826	1,527	7	13,743	162,457	434	4	15,271
貯蓄預金	190	-	-	-	205	-	-	-
別段預金	-	1	0	22	3	5	1	31
定期預金	494,753	1,556	2,198	27,841	505,667	1,403	2,428	27,196
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	637,771	3,085	2,207	41,623	668,333	1,843	2,434	42,504

●預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2020年度
流動性預金	153,273	171,721
定期性預金	523,823	532,510
譲渡性預金	10,293	9,844
その他の預金	0	-
合計	687,391	714,075

●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	618,149	90.28	649,142	90.77
民間労働組合	229,040	33.45	239,193	33.44
民間以外の労働組合及び公務員団体	170,140	24.84	176,686	24.70
消費生活協同組合及び同連合会	2,213	0.32	2,221	0.31
その他の団体	216,754	31.65	231,040	32.30
（うち間接構成員）	(579,422)	(84.62)	(609,584)	(85.24)
個人会員	852	0.12	878	0.12
国・地方公共団体・非営利法人	3,196	0.46	1,969	0.27
一般員外	(a) 62,489	9.12	63,124	8.82
合計	684,688	100.00	715,115	100.00

（注）当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」を下回るため、「会員等以外の者からの監事の選任」ならびに「会計監査人の監査」を要しません。
なお、当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	200	200
一般員外預金計 (c) : (上表の (a) + (b))	62,689	63,324
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	695,074	724,742
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	9.01%	8.73%

●定期預金の固定金利・変動金利内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
固定金利定期預金	526,139	536,486
変動金利定期預金	211	208
その他	-	-
合計	526,350	536,695

●財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	78,347	11.44	80,516	11.25
財形年金	32,108	4.68	31,538	4.41
財形住宅	12,732	1.85	12,377	1.73
合計	123,188	17.99	124,432	17.40

預金及び貸出金にかかる指標

●預貸率

（単位：%）

項目	2019年度	2020年度
預貸率（期末値）	54.58	53.84
預貸率（期中平均値）	53.94	54.01

●常勤役員一人当たり預金・貸出金残高（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2020年度
預金残高	1,740	1,789
貸出金残高	938	966

（注）役員数は期中平均人員を使用しています。

●一店舗当たり預金・貸出金残高（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
預金残高	30,220	31,510
貸出金残高	16,496	16,967

（注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

長野県労働金庫の財務データ

貸出金

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2020年度
手形貸付	6,495	5,574
証書貸付	348,920	365,010
当座貸越	15,368	15,104
割引手形	—	—
合計	370,785	385,689

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
固定金利貸出金	199,779	183,740
変動金利貸出金	179,648	206,504
合計	379,427	390,245

（注）手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	719	579
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	56,261	48,603
その他	—	—
小計	56,980	49,182
保証	319,840	339,177
信用	2,606	1,885
合計	379,427	390,245

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	58	43
信用	—	—
合計	58	43

●貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
賞金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	44,280	11.67	44,177	11.32
自動車費	22,628	5.96	22,648	5.80
カードローン	10,500	2.76	10,055	2.57
教育ローン	9,048	2.38	9,501	2.43
その他	2,102	0.55	1,971	0.50
福利共済資金	2,602	0.68	1,878	0.48
設備資金	2	0.00	0	0.00
生協資金	245	0.06	68	0.01
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	332,296	87.57	344,119	88.18
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	379,427	100.00	390,245	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2019年度末		2020年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	162,123	42.72	166,645	42.70	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	46,640	12.29	46,634	11.95	
消費生活協同組合及び連合会	796	0.21	654	0.16	
その他の団体	165,222	43.54	172,608	44.23	
《うち間接構成員》	《374,537》	《98.71》	《386,473》	《99.03》	
上記に所属しない個人会員	184	0.04	133	0.03	
会員等計	374,967	98.82	386,675	99.08	
預金積金担保貸出	68	0.01	58	0.01	
その他	4,391	1.15 (100.00)	3,510	0.89 (100.00)	
業種別内訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業・郵便業	2	(0.06)	0	(0.02)
	卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療、福祉	1	(0.04)	0	(0.02)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	2,600	(59.22)	1,877	(53.48)
個人	1,786	(40.66)	1,631	(46.46)	
その他	—	(—)	—	(—)	
会員外計	4,460	1.17	3,569	0.91	
合計	379,427	100.00	390,245	100.00	

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

資産査定		金融再生法		リスク管理債権	
定義	当金庫の資産査定規程	定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義	労働金庫法施行規則第114条
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象	債権	対象	総与信	対象	貸出金
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	(注1)		(注1)	
262		破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更正手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
305		568		(注1)	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	(注3)		(注3)	
1,514		危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元金又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	(注1)		(注3)	
1,792		要管理債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	3か月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)
1,792		71		63	
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)
384,791		388,391		7	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	(注2)			
1,877		その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権		
1,877					

金融再生法に基づく資産の査定の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

2020年度末のリスク管理債権合計は2,153百万円で、貸出金残高390,245百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.55%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が262百万円、「延滞債権」が1,820百万円、「3カ月以上延滞債権」が63百万円、「貸出条件緩和債権」が7百万円となっています。

リスク管理債権合計2,153百万円に対して、「担保・保証等による回収見込み額」が2,135百万円となっています。また、「貸倒引当金」を17百万円引き当てています。その結果、保全額は2,153百万円となり、リスク管理債権合計の全額をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権 合計 (A)	2,091	2,153
破綻先債権	172	262
延滞債権	1,849	1,820
3カ月以上延滞債権	60	63
貸出条件緩和債権	8	7
保全額 (B)	2,091	2,153
担保・保証等による回収見込み額	2,073	2,135
貸倒引当金	17	17
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
貸出金残高 (C)	379,427	390,245
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.55%	0.55%

【用語解説】

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（自己破産）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元本又は利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建又は支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証協会等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」等について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

以下は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定公表」に基づくものです。

2021年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	2,091	2,153
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	544	568
危険債権	1,478	1,514
要管理債権	70	71
保全額 (B)	2,091	2,153
担保・保証等による回収見込み額	2,074	2,136
貸倒引当金	18	17
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
正常債権 (C)	377,660	388,391
合計 (D) = (A) + (C)	379,751	390,545
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.55%	0.55%

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

【用語解説】

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総と信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに信用保証協会等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」等について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金です。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。

会員・出資金

●会員数・出資金の内訳

(単位：会員、千円、%)

項目	2019年度末			2020年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,714	2,237,218	91.16	1,665	2,246,087	91.99
民間労働組合	848	1,342,810	54.71	807	1,348,727	55.23
民間以外の労働組合及び公務員の団体	523	653,075	26.61	520	655,098	26.83
消費生活協同組合及び同連合会	18	8,017	0.32	18	8,017	0.32
その他の団体	325	233,316	9.50	320	234,245	9.59
個人会員	8,172	216,834	8.83	6,946	195,490	8.00
合計	9,886	2,454,052	100.00	8,611	2,441,577	100.00

●出資配当等

(単位：千円、%)

項目	2019年度（総会承認 2020年6月23日）	2020年度（総会承認 2021年6月23日）
出資配当（配当率）	73,489（年3%の割合）	73,033（年3%の割合）
利用配当	160,043	160,003
配当負担率	14.45	13.75

配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項目	計	期間の定めなし					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	2019年度末	93,008	—	11,098	37,877	—	44,032
	2020年度末	84,664	—	10,068	27,470	—	47,125
地方債	2019年度末	777	—	777	—	—	—
	2020年度末	99	—	—	—	99	—
社債	2019年度末	106,314	23,692	2,045	8,569	15,087	56,919
	2020年度末	126,351	21,806	2,105	15,111	19,741	67,586
投資信託	2019年度末	29,414	11,812	—	5,856	11,069	675
	2020年度末	29,533	18,615	990	1,998	7,123	804
株式	2019年度末	254	254	—	—	—	—
	2020年度末	296	296	—	—	—	—
外国証券	2019年度末	31,763	—	4,689	19,888	4,836	2,348
	2020年度末	32,096	—	2,699	23,765	3,235	2,395
その他の証券	2019年度末	4,803	—	2,801	2,002	—	—
	2020年度末	2,001	—	2,001	—	—	—
合計	2019年度末	266,336	35,758	21,413	74,194	30,993	103,976
	2020年度末	275,044	40,718	17,865	68,346	30,200	117,912

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項目	2019年度		2020年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	91,135	35.29	81,090	31.13
地方債	769	0.29	598	0.22
短期社債	—	—	—	—
社債	100,323	38.85	116,899	44.87
投資信託	29,316	11.35	25,709	9.87
株式	220	0.08	225	0.08
外国証券	31,614	12.24	33,485	12.85
その他の証券	4,800	1.85	2,467	0.94
合計	258,180	100.00	260,477	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

長野県労働金庫の財務データ

●預証率

(単位：%)

項目	2019年度	2020年度
預証率(期末値)	38.31	37.95
預証率(期中平均値)	37.55	36.47

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや自動車ローンなどに振り向け、勤労者のお借入れニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2021年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は保有しておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年度末			2020年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	67	33	33	112	45	67
	債券	173,435	167,489	5,946	186,316	180,984	5,331
	国債	93,008	88,227	4,781	83,157	79,178	3,978
	地方債	777	769	7	—	—	—
	社債	79,649	78,492	1,157	103,158	101,806	1,352
	外国証券	15,137	14,988	149	24,208	23,906	301
	投資信託	21,389	18,809	2,580	25,545	20,152	5,392
	その他の証券	4,803	4,800	3	2,001	2,000	1
	小計	214,833	206,121	8,712	238,183	227,090	11,093
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	2	△0	—	—	—
	債券	26,664	27,261	△596	24,800	25,017	△217
	国債	—	—	—	1,506	1,507	△0
	地方債	—	—	—	99	100	△0
	社債	26,664	27,261	△596	23,193	23,410	△217
	外国証券	16,626	16,908	△282	7,888	7,933	△45
	投資信託	8,024	8,528	△503	3,987	4,037	△49
	その他の証券	997	1,000	△2	902	908	△5
	小計	52,315	53,700	△1,385	37,578	37,897	△318
合計	267,149	259,821	7,327	275,762	264,987	10,775	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. その他の証券には、買入金銭債権が含まれます。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
子会社株式	—	—
関連会社等株式	—	—
非上場株式	184	184
合計	184	184

金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

項目	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	451	△12	451	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1) 先物、(2) スワップ、(3) オプション

「先物取引」「先渡取引」とは

もともとなるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことで、同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

「オプション」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入又は売却する「権利」を売買する取引のことで、オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、将来の価格変動リスク回避を目的として、先物株式取引を実施しています。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「デリバティブ取引細則」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、資金運用委員会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●金利関連取引
該当ございません。

●通貨関連取引
該当ございません。

●株式関連取引

●債券関連取引
該当ございません。

●クレジット・デリバティブ取引
該当ございません。

(単位：百万円)

取引所	項目	契約額等	2019年度末			2020年度末		
			うち1年超	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	株式指数先物	売建	187	—	△1	△1	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	株式指数 オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計		187	—	△1	△1	—	—	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はございません。
2. 取引所取引における時価の算定については、大阪取引所における最終の価格によっております。

窓口販売・職員の状況等

●公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度
国債	20,000	57,860

●内国為替取扱実績

(単位：件)

項目	区分	2019年度	2020年度
送金・振込	各地へ向けた分	458,581	452,739
	各地より受けた分	937,184	970,628
代金取立	各地へ向けた分	1	—
	各地より受けた分	7	8
合計	各地へ向けた分	458,582	452,739
	各地より受けた分	937,191	970,636

●投資信託窓販実績

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度
投資信託	158,954	335,809

●職員の状況

項目	2019年度末	2020年度末
職員数（人）	376	377
平均年齢	40歳7月	40歳3月
平均勤続年数	14年0月	14年2月
平均給与月額（千円）	393	384

(注) 職員の状況には、常勤の職員等を記載し、臨時職員（2019年度末77人、2020年度末74人）は含まれておりません。

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤の監事のことです。
対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退任慰労金】
退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。
当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。なお、退任慰労金額、贈呈の時期及び方法は、通常総会の決議に従い、理事の退任慰労金については理事会の協議により、監事の退任慰労金については監事会の協議により決定しております。
退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は2名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」76百万円、「賞与」5百万円、「退任慰労金」10百万円となっております。
なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号ならびに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2020年度において対象職員等に該当する者はありません。
(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2020年度末において、該当する会社等はありません。
3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

法定開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

●単体情報

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況
- (2) 主要な事業の状況を示す指標
 - イ. 経常収益
 - ロ. 経常利益
 - ハ. 当期純利益
 - 二. 出資総額及び出資総口数
 - ホ. 純資産額
 - ヘ. 総資産額
 - ト. 預金積金残高
 - チ. 貸出金残高
 - リ. 有価証券残高
 - ヌ. 単体自己資本比率
 - ル. 出資に対する配当金
 - ヲ. 職員数

(3) 事業の状況を示す指標

- ①主要な業務の状況を示す指標
 - イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
 - ロ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支
 - ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
 - 二. 受取利息及び支払利息の増減
 - ホ. 総資産経常利益率
 - ヘ. 総資産当期純利益率
- ②預金に関する指標
 - イ. 預金の種類別内訳（平均残高）
 - ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
- ③貸出金等に関する指標
 - イ. 貸出金の科目別内訳（平均残高）
 - ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
 - ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
 - 二. 貸出金の用途別内訳（期末残高・同構成比）
 - ホ. 貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
 - ヘ. 預貸率（期末値・期中平均値）
- ④有価証券に関する指標
 - イ. 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
 - ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高
 - ハ. 有価証券の種類別内訳（平均残高）
 - 二. 預証率（期末値・期中平均値）
- ⑤信託業務の状況

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 地域の活性化のための取組みの状況
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（苦情等への対応）

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表

- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金処分計算書
- (4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ①破綻先債権
 - ②延滞債権
 - ③3カ月以上延滞債権
 - ④貸出条件緩和債権
 - ⑤合計額
- (5) 自己資本の充実の状況
- (6) 有価証券
- (7) 金銭の信託
- (8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）
- (9) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (10) 貸出金償却の額
- (11) 会計監査人の監査

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条による開示項目

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 2. 危険債権
- 3. 要管理債権
- 4. 正常債権

労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

●単体情報

1. 定性的な開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (6) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

2. 定量的な開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

ホームページ

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

お客様相談窓口

(0120) 606-150

ローン相談専用フリーダイヤル

(0120) 1919-48

年金・投資信託ほか資産運用相談

(0120) 2996-21

ろうきんダイレクト・ろうきんアプリのご相談

(0120) 609-028

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）のご相談

(0120) 609-029